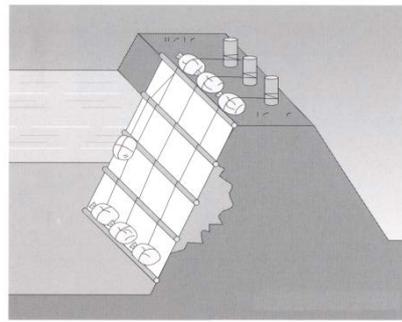
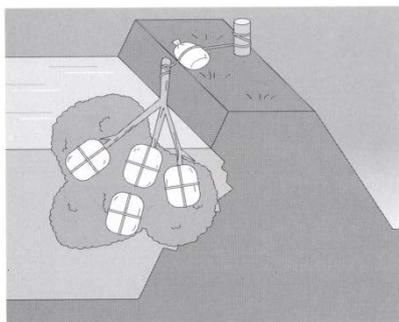
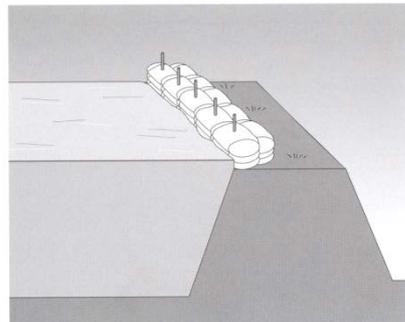


平成27年度版

笛吹市水防計画書



笛吹市

目 次

第1章 総 則

| | |
|----------|---|
| 第1節 目 的 | 1 |
| 第2節 水防責任 | 1 |
| 第3節 安全配慮 | 2 |

第2章 水防組織

| | |
|-------------------|---|
| 第1節 水防本部 | 2 |
| 第2節 事務分掌 | 2 |
| 第3節 臨時水防本部 | 2 |
| 第4節 災害対策本部への統合の時期 | 3 |

第3章 監視警戒及び重要水防区域

| | |
|------------------|---|
| 第1節 常時及び非常時監視 | 3 |
| 第2節 重要水防区域及び警戒箇所 | 3 |

第4章 水門及び農業用取水堰等の操作

第5章 設備資材及び器材の整備運用並びに輸送

| | |
|-----------------|---|
| 第1節 設備資材及び器材の整備 | 4 |
| 第2節 輸送の確保 | 4 |

第6章 水防組織

| | |
|--------------|---|
| 第1節 水防通信連絡系統 | 4 |
| 第2節 重要通報 | 4 |
| 第3節 通信連絡 | 4 |

第7章 水防警報

第8章 水防機関の活動

| | |
|-----------------------|---|
| 第1節 水防管理団体の非常配備 | 6 |
| 第2節 水防作業 | 7 |
| 第3節 水防用及び水防用自動車の標識と信号 | 8 |
| 第4節 避難のための立退き | 8 |
| 第5節 堤防決壊の通報 | 9 |
| 第6節 水防解除 | 9 |

第9章 協力応援

| | |
|---------------------|----|
| 第1節 河川管理者の協力（直轄河川） | 9 |
| 第2節 水防管理団体相互の協力及び応援 | 9 |
| 第3節 警察官の出動要請 | 10 |

第10章 水防報告及び水防訓練

| | |
|----------|----|
| 第1節 水防報告 | 10 |
| 第2節 水防訓練 | 11 |

第11章 費用負担及び公用負担

| | |
|----------|----|
| 第1節 費用負担 | 11 |
| 第2節 公用負担 | 11 |

| | |
|--------------------------|----|
| 別紙1（笛吹市水防本部組織図） | 13 |
| 別紙2（笛吹市水防本部事務分掌） | 14 |
| 別紙3（連絡系統図） | 19 |
| 別紙4（重要水防区域及び警戒箇所） | 20 |
| 別紙5（取水堰施設一覧表） | 26 |
| 別紙6（水防倉庫設置箇所及び資材器材の備蓄状況） | 32 |
| 別紙7（水防工法） | 39 |
| 別紙8（水防標識） | 46 |
| 別紙9（水位情報周知河川） | 47 |
| 別紙10（水防信号） | 48 |
| 別紙11（笛吹市雨量観測施設設置箇所） | 49 |

〈附属資料〉

| | |
|---------------------------|----|
| ○水防法 | 50 |
| ○水防団（消防団）の組織 | 57 |
| ○土石流危険渓流一覧 | 72 |
| ○避難のための立退き計画表 | 76 |
| ○平成27年度笛吹川出張所管内重要水防箇所合同巡視 | 79 |

平成27年度笛吹市水防計画

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市内の河川等の洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

※附属資料・水防法 p.50

第2節 水防責任

水防管理団体たる笛吹市は、市内の水防が十分に行われるように次の事項を整備確立し、その責任を果たすものとする。

- 1 水防組織の確立
- 2 水防団（消防団）の整備
- 3 水防倉庫、資材・器材の整備
- 4 通信連絡系統の確立
- 5 平常時における河川等の巡視
- 6 水防時における適正な水防活動の実施
 - (1) 水防に要する費用の自己負担の確保
 - (2) 水防団（消防団）等の出動体制の確保
 - (3) 通信網の再点検
 - (4) 水防資材・器材の整備点検、調整及び輸送の確保
 - (5) 雨量・水位観測を的確に行うこと。
 - (6) 水門及び農業用取水堰等の操作の確保
 - (7) 堤防等の決壊及び決壊後の措置を講ずること。
 - (8) 水防上緊急に必要なあるときの公費負担権限の行使
 - (9) 住民の水防活動従事の指示
 - (10) 警察官の出動を要請すること。
 - (11) 避難のための立退きの指示
 - (12) 自衛隊の出動を依頼すること（知事経由）。
 - (13) 水防管理団体相互の協力応援
 - (14) 水防解除の指示
 - (15) 水防てん末報告書の提出

上記のほか義務として次の事項を行う。

- (1) 水防機関の整備をすること。

- (2) 水防計画を樹立すること。
- (3) 水防協議会を設置すること。
- (4) 水防団員（消防団員）数を確保すること。
- (5) 毎年水防訓練を行うこと。

※附属資料・平成27年度笛吹川出張所管内重要水防箇所合同巡視 p. 79

第3節 安全配慮

洪水において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。

○水防団員自身の安全確保のために配慮すべき例

- ・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

第2章 水防組織

第1節 水防本部

水防法第1条及び第3条の規定により、気象状況の通知（状況による）のあった時から洪水の危険が解消するまで本市においては本館2階に水防本部を設け、次の組織分担により発生事項を処理する。

水防管理団体の組織

1 所在地

笛吹市石和町市部777

電話055-262-4111 笛吹市役所

2 組織図

別紙1 (p. 13)のとおり。

※附属資料・水防法 p. 50

第2節 事務分掌

水防本部の事務分掌については、別紙2 (p. 14)のとおりである。

第3節 臨時水防本部

笛吹市役所本館3階第301会議室に設置する。ただし、市庁舎が被災した場合には「笛吹市消防本部」に設置する。

第4節 災害対策本部への統合の時期

水害が発生し、水防本部の使命が遂行不能になり、笛吹市災害対策本部が設置された場合は、直ちに水防本部は災害対策本部に統合されるものとする。

第3章 監視警戒及び重要水防区域

第1節 常時及び非常時監視

- 1 常時監視 水防管理者（市長）は、随時市内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- 2 非常時監視 水防管理者（市長）は、気象の悪化が予想されるときは、前項に述べた監視・警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

水位観測所一覧

（単位：m）

| 河川名 | 観測所名 | 位置 | 建設事務所名 | 通報水位 | 平水位 | 警戒水位 | 摘要 |
|-----|-------|---------------|--------|------|-----|------|-------|
| 笛吹川 | 石和 | 石和町市部 | 峡東 | 1.5 | 0.0 | 2.0 | 国土交通省 |
| 日川 | 日川葡萄橋 | 甲州市勝沼町下岩崎1435 | 〃 | 0.8 | | 1.4 | |
| 日川 | 日川 | 一宮町田中 | 〃 | 2.0 | 1.3 | 2.4 | |
| 金川 | 金川下平井 | 石和町川中島1653 | 〃 | 0.8 | | 1.4 | |
| 天川 | 天川 | 八代町北3681 | 〃 | 0.6 | | 1.0 | |
| 渋川 | 渋川 | 石和町東油川343 | 〃 | 1.4 | | 2.4 | |
| 平等川 | 平等川 | 石和町松本683 | 〃 | 1.2 | | 1.7 | |
| 境川 | 境川橋 | 境川町三柵1 | 〃 | 0.9 | | 1.2 | |
| 浅川 | 浅川 | 境川町前間田352 | 〃 | 0.7 | | 1.2 | |

※ なお、水位観測所のない河川等については、常に降雨の状況に注意し河川を巡視、水位、流速等を監視し、その状況を本部に連絡するものとする。

第2節 重要水防区域及び警戒箇所

防御に重要性を有する水防区域及び警戒箇所は別紙4（p.20）のとおりであり、河川に関する水防機関、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所及び所轄の建設事務所と緊密に連携し、その警戒に当たるとともに堤防その他の施設が決壊又はそれに準ずる事態が発生したときは、直ちに連絡をするとともに、氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

なお、市域内の河川等における土石流発生に伴う警戒箇所は、附属資料に掲載のとおりである。

※附属資料・土石流危険渓流一覧 p.72

第4章 水門及び農業用取水堰等の操作

堰等の管理者は、設備点検を行うとともに、増水時には巡回して適切な管理を行い、異常が認められたときには、直ちに水防管理者（市長）に報告する。

なお、取水堰施設の一覧表は、別紙5（p.26）のとおりである。

第5章 設備資材及び器材の整備運用並びに輸送

第1節 設備資材及び器材の整備

笛吹市の水防倉庫の設置箇所及び資材器材の備蓄状況については別紙6（p.32）のとおりであるが、市は、資材及び器材について常に整備点検し、補充するものとする。

第2節 輸送の確保

水防管理団体（笛吹市）はあらゆる事態を想定し、水防用資材及び器材の調達並びに作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

第6章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のための電話、電報等の通信を要する主なる系統は、別紙3（p.19）の連絡系統図によるものとする。

第2節 重要通報

次に掲げるものの通知は、確実な方法を取り、受報者の確認を行うものとする。

- (1) 水防本部指示
- (2) 洪水予報及び水防警報

第3節 通信連絡

水防管理団体（笛吹市）は、迅速に通信連絡を図れるように、電話不通時に備えての対策を講じておくものとする。

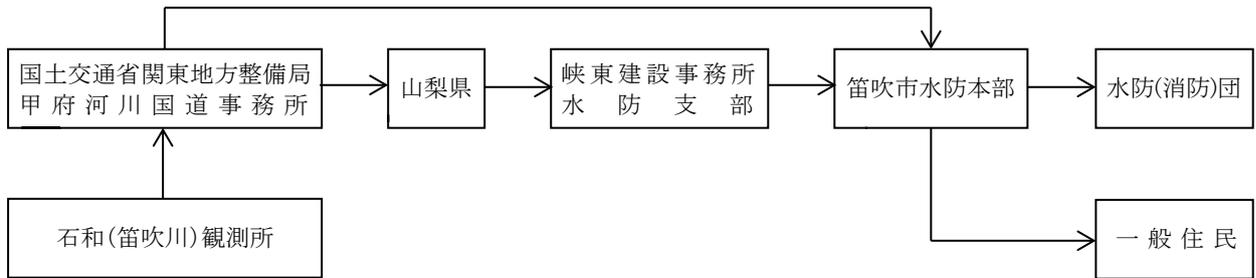
水防管理団体（笛吹市）は、水防団体及び消防機関等との連絡のために、電話又は防災行政無線等を利用し、通話ができるように措置しておくものとする。また、非常の場合には放送局に連絡をとるものとする。

第7章 水防警報

1 富士川水防警報

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所より発せられる、富士川水防警報による水防管理団体（笛吹市）の水防活動は、富士川水防警報実施要領によるものとする。

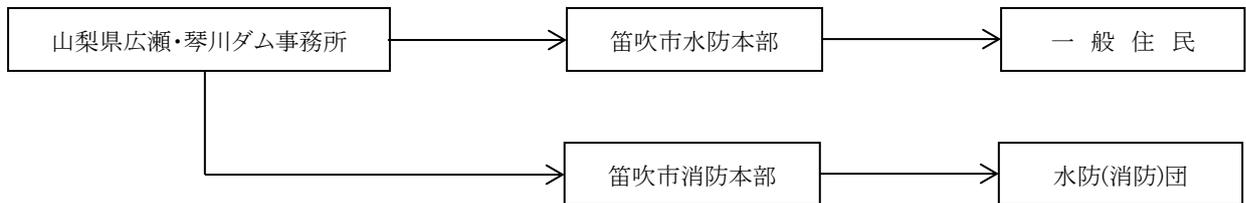
富士川水防警報伝達系統図



2 広瀬ダム放流警報

山梨県広瀬・琴川ダム事務所より発せられる、広瀬ダム放流に関する警報を行う場合には水防管理団体（笛吹市）の水防活動は、広瀬ダム放流警報要領によるものとする。

広瀬ダム放流警報伝達系統図



第8章 水防機関の活動

第1節 水防管理団体の非常配備

水防管理者（市長）が市内の水防（消防）団員及び本部員（職員）等を非常配備につかせるための指令は、次の基準で発するものとする。

1 市職員の非常配備

| 種別 | 配備基準 | 配備内容 | 配備要領 | 配備要員 |
|--------|--|--|---|---|
| 第1配備体制 | 次の注意報が発令されたとき。 1 大雨注意報 2 洪水注意報 3 その他水防管理者（市長）が配備を指示したとき。 | 総務部・産業観光部・建設部・各支所の最小限の人員をもって警戒態勢をとる。 | 総務部長は気象情報を把握し関係各部及び支所と連絡調整し待機する（時間雨量20mm以上又は3時間雨量40mm若しくは24時間雨量70mmを超えるると予想される場合） | （勤務時間内） 総務部・産業観光部・建設部・支所職員 （勤務時間外） 総務課消防防災担当・農林土木課農林土木担当・土木課建設担当・支所職員は自宅待機。 ただし、状況により出動 |
| 第2配備体制 | 次の警報が発令されたとき。 1 大雨警報 2 洪水警報 3 大雨特別警報 4 その他水防本部長（市長）が配備を指示したとき。 | 小規模の災害が予想される場合又は発生した場合は総務部・産業観光部・建設部・各支所職員 ○必要に応じて水防本部の設置 | 総務部長は各部局長と協議により関係各部・各支所と連絡調整し必要に応じ待機・出動する。 | （勤務時間内） 総務部・産業観光部・建設部・支所職員 （勤務時間外） 総務課消防防災担当・農林土木課農林土木担当・土木課建設担当・経営企画課広報担当・支所職員 その他、部局長及び支所長と協議により決定する。 |
| 第3配備体制 | 大規模な災害発生が予想されたとき。 水防本部長（市長）が配備を指示したとき。 | 水防本부를設置し職員全員 | 水防本部長（市長）は指揮長に指示し各班長に指示を出す。 | 職員全員 （大規模地震職員初動体制と同じ） |

2 水防団（消防団）の非常配備

| | |
|-----|--|
| 待 機 | <p>水防団（消防団）の団長は、各分団長と連絡を取り、各支所に待機させ、その後の状態を把握することに努める。</p> <p>また、一般団員は直ちに次の段階に入れるような状態にしておくものとする。</p> <p>待機要請は、概ね次の状況の際に要請される。</p> <p>ア 洪水の予報が通知されたとき。</p> <p>イ 市内各所で警戒水位に到達しそうなとき。</p> <p>ウ 県水防本部が待機の状態に入ったとき。</p> |
| 準 備 | <p>水防団（消防団）の団長は、各分団長に指示し、団員を各詰め所に集合させ、資材・器具の点検整備、人員数の確認、人員の配備計画を立案し、水防上危険のある工作物のある箇所へ少数の団員を派遣し状況を把握する。</p> <p>準備要請は、概ね次の状況の際に要請される。</p> <p>ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されたとき。</p> <p>イ 水防警報が通知されたとき。</p> <p>ウ 自ら必要と認めたとき。</p> |
| 出 動 | <p>水防団（消防団）員は所定の詰め所に集合し、警戒配置につく。</p> <p>出動命令は、概ね次の状況の際に発せられる。</p> <p>ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。</p> <p>イ 水防警報（出動）が通知されたとき。</p> <p>ウ 自ら必要と認めたとき。</p> |

※ 報告に関すること。

次の場合、水防本部長（市長）は所轄の建設事務所に報告するものとする。

- ・警戒水位に達し、また、それ以外の場合においても水防団（消防団）が出動したとき。この場合、別紙 10(p. 48)による水防信号を発するとともに、所轄の警察に通報するものとする。
- ・危険が増して水防作業を開始したとき。
- ・堤防その他の異常を発見したとき。

※ 注意事項

- 1 水防本部長及び本部職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令が予想される場合は、出動の準備をして待機しなければならない。
- 2 大雨注意報、洪水注意報、大雨洪水注意報発令後は、できる限り不急な外出は避け、待機しなければならない。
- 3 非常勤勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- 4 交代者は、あらかじめ自己の勤務する時期を確認しておき、水防事務に支障を来さないようにしなければならない。

第 2 節 水防作業

1 水防工法

水防工法については別紙 7 (p. 39)に掲げるとおりである。

2 水防上の心得

(1) 水防団員及び本部職員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合には、待避要領等を家人に伝え、後の憂いをなくし、一旦出動した後は、命令なしに部署を離れるなど、勝手な行動をとってはならない。

(2) 作業中は私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破壊」等の想像による言語を用いてはならない。

第3節 水防用及び水防用自動車の標識と信号

1 水防標識

水防活動を正確・迅速かつ規則正しく行うために、別紙8(p.46)の水防標識を定める。

(1) 水防要員の標識

左腕に腕章をつける。Ⓐ

(2) 水防本部の標識

昼間はⒷ、夜間はⒸを掲げる。

(3) 水防用自動車優先通行標識

水防用自動車として使用する車は標識を装備する。

標識Ⓓ

2 水防信号

水防信号は、別紙10(p.48)の信号表により発信する。

第4節 避難のための立退き

1 水防本部長（市長）は、自ら防御する堤防等が破堤した場合又は破堤の危機にひんした場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を通信系統により指示するものとする。

2 水防管理者（市長）は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。

3 水防本部長（市長）は、1の立退き又は準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

4 水防本部長（市長）は、避難が必要と認めるときは、指定避難場所を開設し、地区水防団の協力を得て、安全かつ迅速に避難の誘導を行うものとする。

5 立退き計画の主たる事項は、次のとおりとする。

(1) 立退きを要する人口、世帯数

(2) 避難地及び避難地までの経路

(3) 立退きのための誘導員

(4) 避難のための立退場所は旧町村の指定避難場所

※附属資料・避難のための立退き計画表 p.76

第5節 堤防決壊の通報

県管理の堤防等が決壊した場合には、水防本部長（市長）は直ちに所轄の建設事務所に通報し、笛吹については国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所に通報する。また、氾濫のおよぶ隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

第6節 水防解除

水位が警報水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防本部長（市長）は水防を解除し、これを一般に周知させるとともに、所轄の建設事務所を通じ知事にその旨を報告するものとする。

第9章 協力応援

第1節 河川管理者の協力（直轄河川）

河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（笛吹市）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- （1） 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- （2） 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- （3） 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- （4） 重要水防箇所の手合点検の実施
- （5） 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （6） 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （7） 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 水防管理団体相互の協力及び応援

2 水防管理者（市長）は必要があるときには、他の水防管理者又は消防長に対して応援を求めるものとする。

3 他の水防管理者から応援を求められたときは、自らの水防に支障がない限り、この求めに応ずるものとし、作業・行動等については、応援を求めた水防管理者の指示のもとに行動する。

第3節 警察官の出動要請

水防管理者（市長）は、水防上必要があると認めるときは、所轄の警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。

第10章 水防報告及び水防訓練

第1節 水防報告

1 水防報告

水防管理者（市長）が所轄の建設事務所に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 水防のため、水防団（消防団）を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要請したとき。
- (3) 破堤、氾濫したとき。
- (4) 洪水増減状況
- (5) 応援の状況
- (6) その他必要と認める事態が生じたとき。

2 水防てん末報告

水防が終了したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、建設事務所に報告しなければならない。

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解除命令の時刻
- (3) 水防団員（消防団員）等の出動の時期及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処理とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第28条による収用若しくは使用又は器具資材の種類及び使用場所
- (8) 障害物を処分した種類の数量及びその事由並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察の応援状況
- (13) 現場指揮官公職名
- (14) 立退きの状況及びそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 功労者及びその功績
- (17) 雨後、水防につき考慮を要する点、その他水防管理者（市長）の所見
- (18) 堤防その他の施設に緊急を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- (19) その他必要な事項

第2節 水防訓練

水防管理団体である笛吹市は、年1回以上市内の水防及び消防機関関係者を動員し、水防訓練を行うものとする。

第11章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

水防管理団体（笛吹市）がその管理区域の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により当該水防管理団体（笛吹市）が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援した水防管理団体との協議によって決める。

※附属資料・水防法 p.50

第2節 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条により、水防のため必要があるときは、水防管理者（市長）は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土、石、竹、木その他の資材の使用
- (3) 土地、土、石、竹、木その他の資材の収用
- (4) 車その他の運搬具又は器具の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（市長）にあつてはその身分を示す証明書を、その他水防管理者（市長）の委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提出するものとする。

| |
|--|
| <p>公用負担命令権限書</p> <p>身分・所属</p> <p>氏名</p> <p>上記の者に笛吹市の区域に於ける水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">笛吹市水防管理者 笛吹市長</p> <p style="text-align: right;">印</p> |
|--|

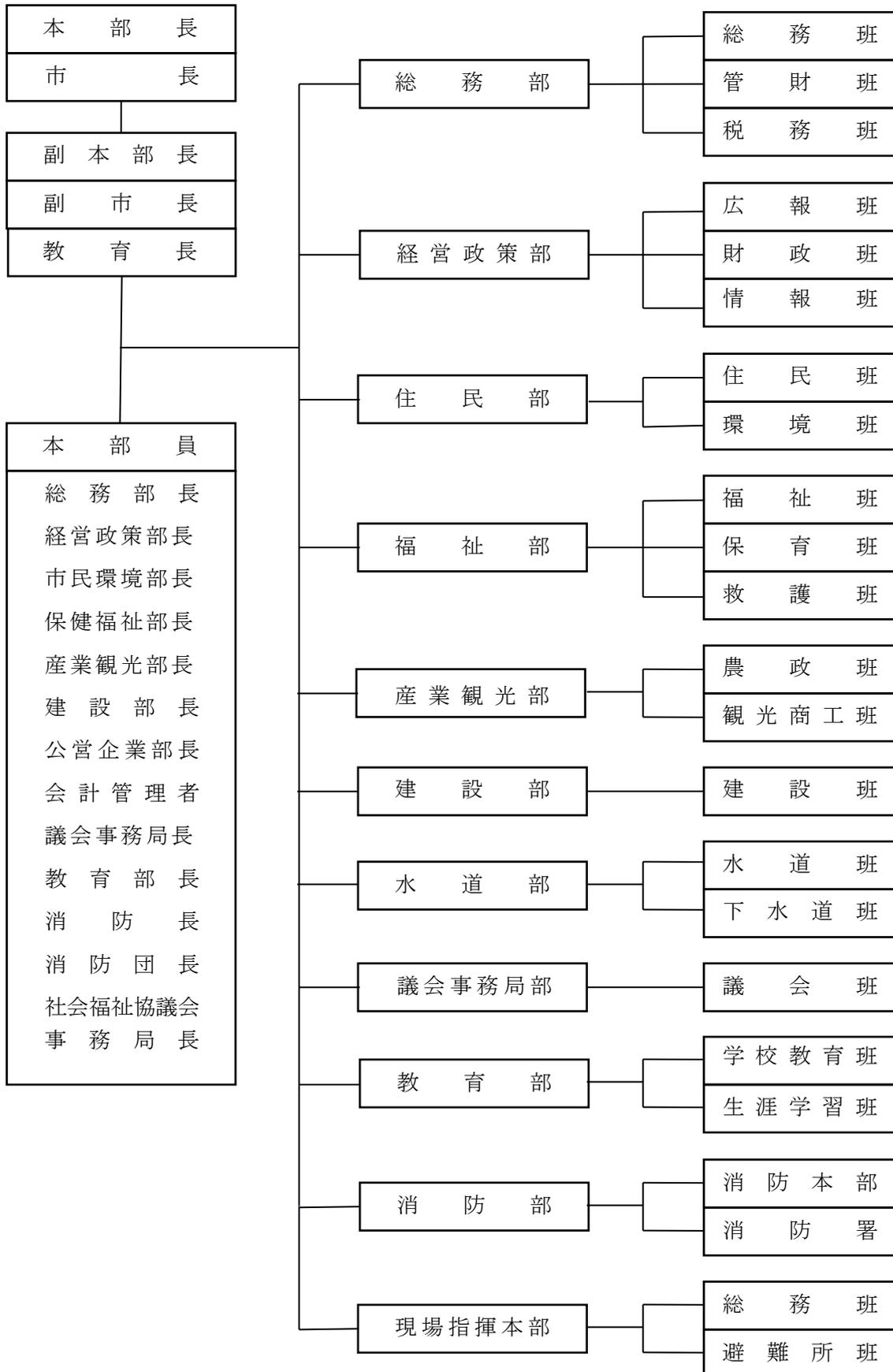
3 公用負担命令

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際には、原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

| | | | | | |
|----|------|---------------|----------|------|---|
| 第 | 号 | 公 用 負 担 命 令 書 | | | |
| | 目的物 | 種類 | 員数 | | |
| | 負担内容 | 使用 | 収容 | 人分等 | |
| 平成 | 年 | 月 | 日 | | |
| | | | 笛吹市水防管理者 | 笛吹市長 | 印 |
| | | | 事務取扱者 | 事務吏員 | 印 |
| | | 殿 | | | |

※附属資料・水防法 p. 50

笛吹市水防本部組織図



別紙 2

笛吹市水防本部事務分掌

| 部名（統括） | 班名（班長） | 分 掌 事 務 |
|-------------------|---------------------------------------|---|
| 総務部 （総務部長） | 総務部 （総務課長） ※班構成課 総務課 | 1 職員の動員、派遣に関する事。 2 災害対策本部及び部長会議に関する事。 3 防災会議、各部及び部長会議に関する事。 4 被害応急措置事務の従事に関する事。 5 水防団（消防団）に関する事。 6 県地方連絡本部との連絡調整に関する事。 7 県及び他市町村への応援要請に関する事。 8 自衛隊派遣に関する事。 9 防災無線に関する事。 10 気象情報に基づく配備態勢に関する事。 11 気象台、各部及び関係機関から、被害情報の取りまとめ伝達に関する事。 12 職員の罹災の調査及び給付に関する事。 13 国、県への被害状況報告及び要望事項等に係る資料の取りまとめに関する事。 |
| | 管財班 （管財課長） ※班構成課 管財課 | 1 市管理の機器、整備及び庁舎停電時の対策に関する事。 2 公有施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 市有車両の管理及び配備に関する事。 4 緊急通行（輸送）車両に関する事。 5 応急対策用資機材、物品資材、燃料等の調達に関する事。 |
| | 税務班 （税務課長） ※班構成課 税務課 収税課 | 1 災害による市税の減免に関する事。 2 家屋の被害調査及び罹災証明書の発行に関する事。 |
| 経営政策部 （経営政策部長） | 広報班 （経営企画課長） ※班構成課 経営企画課 | 1 本部長の被害視察に関する事。 2 上級機関の職員等の被害視察に関する事。 3 陳情に関する事 4 災害情報の収集、集計、報告等に関する事。 5 国土利用計画に関する事。 6 被害広報、記録写真の収集、報道関係機関等に関する事。 7 住民への広報活動に関する事。 8 災害復旧・復興計画の策定に関する事。 |
| | 財政班 （財政課長） ※班構成課 財政課 会計課 | 1 被害関係予算及び資金に関する事。 2 災害対策の予算編成に関する事。 3 災害応急復旧活動費の経理に関する事。 4 災害関係経費の出納に関する事。 |

| 部名（統括） | 班名（班長） | 分 掌 事 務 |
|-------------------|---|---|
| 経営政策部 （経営政策部長） | 情報班 （情報政策課長） ※班構成課 情報政策課 | 1 情報システム・電子機器及びデータ等に関すること。 |
| 住民部 （市民環境部長） | 住民班 （市民活動支援課長） ※班構成課 財政課 会計課 | 1 災害対策の予算編成に関すること。 2 災害応急復旧活動費の経理に関すること。 3 災害復旧・復興計画の策定に関すること。 4 災害関係経費の出納に関すること。 5 義援金、見舞金の受付、確保に関すること。 6 その他各部、各班及び各現場指揮本部への応援に関すること。 7 遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。 8 国民健康保険税の減免措置に関すること。 9 奉仕、協力者の配備及びボランティア活動の受け入れに関すること。。 |
| | 環境班 （環境推進課長） ※班構成課 環境推進課 | 1 情報システム及びデータの保守、管理に関すること。 2 衛生施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 3 公害対策に関すること。 4 廃棄物処理対策に関すること。 5 災害からの自然保護対策に関すること。 6 仮設トイレに関すること。 7 ペット対策に関すること。 8 死亡獣畜の処理に関すること。 |
| 福祉部 （保健福祉部長） | 福祉班 （福祉事務所長） ※班構成課 福祉総務課 児童課 生活援護課 高齢福祉課 介護保険課 | 1 災害救助法に基づく活動の実施に関すること。 2 社会福祉施設等、被害調査及び応急対策に関すること。 3 救援物資・支援物資に関すること。 4 生活必需品の確保に関すること。 5 災害義援金品に関すること。 6 福祉関係施設等の被害調査に関すること。 7 災害時要援護者に関すること。 8 医療機関、社会福祉施設等との連絡調整に関すること。 9 在宅高齢者等の安全確保及び避難誘導に関すること。 10 劇薬物等の安全確保に関すること。 11 民間医療施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 12 被災地の防疫に関すること。 |
| | 保育班 （保育課長） ※班構成課 保育課 | 1 保育園児等の安全確保及び保護者への引渡に関すること。 |
| | 救護班 （健康づくり課） ※班構成課 健康づくり課 | 1 罹災者に対する救護に関すること。 2 医療実施の要請、医療救護班の調整に関すること。 3 医薬品、医療資機材の確保、供給に関すること。 4 食品衛生及び保健衛生に関すること。 |

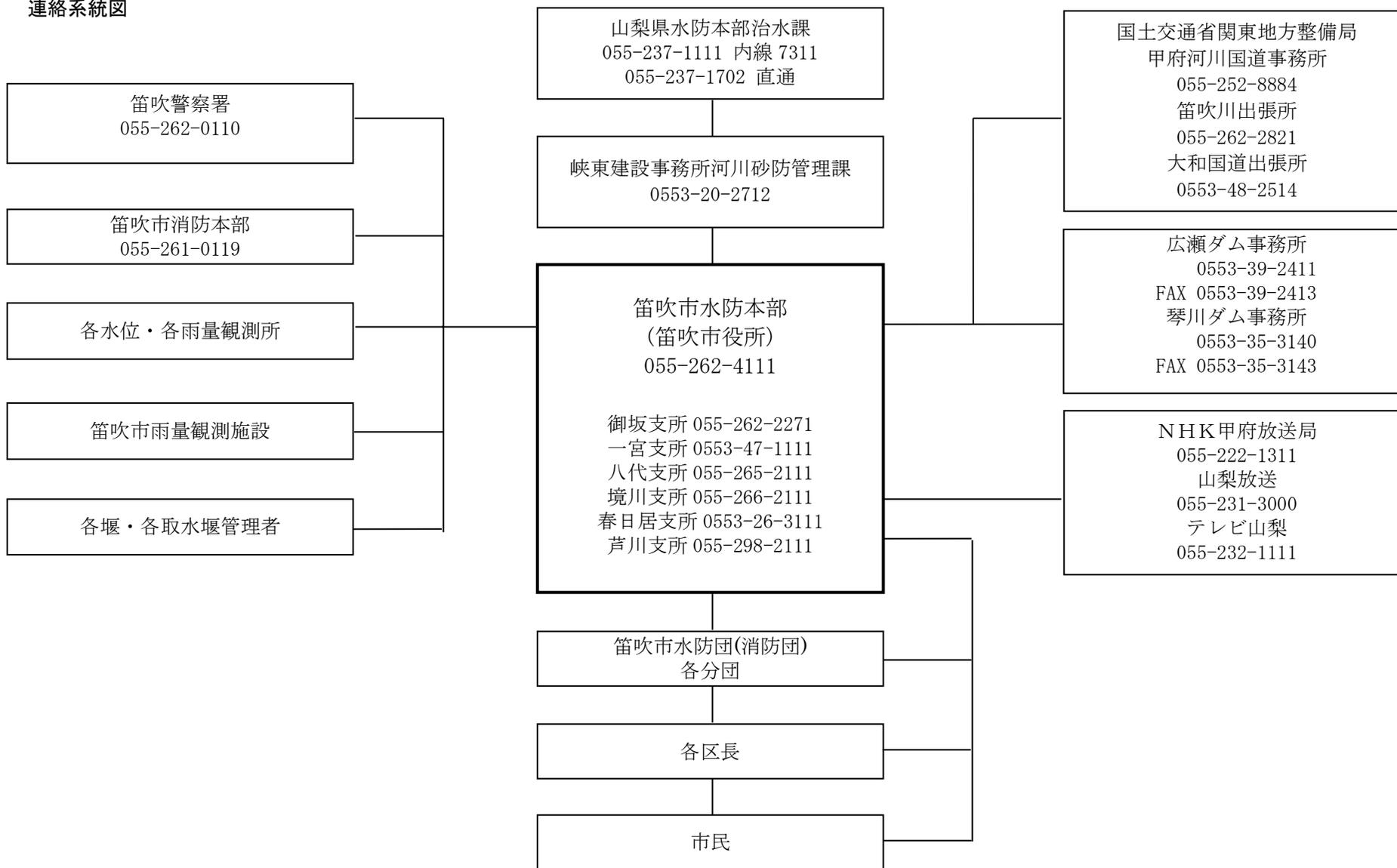
| 部名（統括） | 班名（班長） | 分 掌 事 務 |
|-------------------|---|---|
| 福祉部 （保健福祉部長） | 救護班 （健康づくり課） ※班構成課 健康づくり課 | 5 感染症の予防に関する事。 6 健康相談に関する事。 |
| 産業観光部 （産業観光部長） | 農政班 （農林振興課） ※班構成課 農林振興課 農林土木課 農業委員会 事務局 | 1 農用施設の被害調査並びに応急対策に関する事。 2 果樹、畜産、林産、水産施設の被害調査並びに応急対策に関する事。 3 観光関係の被害調査及び応急対策、観光客及び帰宅困難者の避難に関する事。 4 生活必需物資、燃料等の調達に関する事。 5 観光協会等との連絡調整に関する事。 6 農地の被害調査及び応急対策に関する事。 |
| | 観光商工班 （観光商工課長） ※班構成課 観光商工課 | 1 商工業関係被害調査及び応急対策に関する事。 2 被害商工業者に対する融資に関する事。 3 観光関係の被害調査及び応急対策、観光客及び帰宅困難者の避難に関する事。 4 生活必需物資、燃料等の調達に関する事。 5 観光協会等との連絡調整に関する事。 6 応急援助及び応急復旧に係る労働力の供給に関する事。 7 災害対策のための労働者に関する事。 8 災害に関連した失業者の対策に関する事。 |
| 建設部 （建設部長） | 建設班 （土木課長） ※班構成課 土木課 管理総務課 まちづくり 整備課 | 1 道路、橋梁の被害調査及び応急対策に関する事。 2 土砂災害に係る水防並びに応急復旧に関する事。 3 河川・水路の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 水防関係に関する事。 5 土木事務所からの水防情報の収集に関する事。 6 道路障害物の除去、運搬に関する事。 7 関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 8 緊急輸送に関する事。 9 被災建物応急危険度判定士の出動要請に関する事。 10 被災宅地危険度判定士の出動要請に関する事。 11 応急仮設住宅及び被災者の住宅供給に関する事。 12 道路障害物の除去に関する事。 13 農道に関する事。 14 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 15 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 16 被災住宅の応急修理に関する事。 17 建設業者との連絡、応援協力に関する事。 18 治山事業に関する事。 |

| 部名（統括） | 班名（班長） | 分 掌 事 務 |
|-------------------|--|--|
| 水道部 （公営企業部長） | 水道班 （業務課長） ※班構成課 業務課 水道課 | 1 飲料水の供給に関する事。 2 水道施設の応急復旧に関する事。 3 関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 指定給水装置工事事業者との連絡、応援協力に関する事。 |
| | 下水道班 （下水道課長） ※班構成課 下水道課 | 1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 排水設備指定工事店との連絡、応援協力に関する事。 |
| 議会事務局 （議会事務局長） | 議会班 （議会事務局 総務担当リーダー） ※班構成課 議会事務局 | 1 上級機関の職員等の被害地視察に関する事。 2 災害記録収集、広報に関する事。 3 市議会との連絡及び対応に関する事。 |
| 教育部 （教育部長） | 学校教育班 （教育総務課長） ※班構成課 教育総務課 学校教育課 | 1 学校施設の被害調査並びに応援対策に関する事。 2 教育職員の動員に関する事。 3 学校給食に関する事。 4 罹災生徒、児童の育英及び奨学に関する事。 5 罹災生徒、児童の教科用図書等の給与に関する事。 6 関係施設の応急復旧に関する事。 7 児童生徒の安全確保対策、安全確認に関する事。 8 炊き出しに伴う給食施設の利用、管理に関する事。 9 応急教育の実施に関する事。 10 避難所開設・運営に関する事。 |
| | 生涯学習班 （生涯学習課長） ※班構成課 生涯学習課 文化財課 図書館 | 1 関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 教育関係義援金の受付に関する事。 3 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事。 4 関係施設利用者の安全確保に関する事。 |
| 消防部 （消防長） | 消防本部 （消防課長） ※班構成課 消防課 予防課 | 1 笛吹市消防本部組織事務分掌による。 |
| | 消防署 （消防署長） ※班構成課 笛吹市消防課 | 1 笛吹市消防本部組織事務分掌による。 |

| 部名（統括） | 班名（班長） | 事 務 分 掌 |
|--------|--------|--|
| 現場指揮本部 | 総務班 | 1 総務部、経営政策部、教育部、議会事務局に関する事 2 消防分団、自主防災組織（行政区長）等との連絡調整に関する 3 災害対策本部との連絡調整に関する事 4 こと。 |
| | 避難所班 | 1 指定避難所の管理運営に関する事 2 指定避難所での食料その他の物資の調達等現場指揮本部との連 3 絡調整に関する事 4 指定避難所の人員の確認に関する事 5 その他指定避難所に関する事 |

別紙3

連絡系統図



別紙4

重要水防区域及び警戒箇所

| 河川名 | 重要度 | | 左右岸別 | 重要水防箇所 | | 延長(m) | 重要な理由 | 県及び市町村 | | 国土交通省 |
|-----|---------------|-------------|------|---------------|-----------------|---------------|-------------------------|--------|---------|-------|
| | 種別 | 階級 | | 地先名 | 杆杭位置(km) | | | 担当水防団体 | 担当建設事務所 | |
| 笛吹川 | 堤防断面 | B | 左 | 一宮町田中 | F198上30～F199上31 | 85 | 堤防断面不足 | 笛吹市 | 峡東 | 笛吹川 |
| 〃 | 〃 | B重点 | 〃 | 〃 | F193～F198上30 | 605 | 堤防断面1/2以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | B | 〃 | 〃 | F186上54～F193 | 659 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | A | 〃 | 〃 | F185～F186上54 | 174 | 堤防断面1/2以下 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | B | 〃 | 石和町下平井 | F183～F184上120 | 217 | 堤防断面1/2以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | F176下32～F183 | 682 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防高・堤防断面 | 〃 | 〃 | 石和町市部 | F173～F175上77 | 305 | 河床掘削が未施工・堤防断面1/2以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 工作物 | 〃 | 〃 | 〃 | F173下11 | 1箇所 (9.2) | 余裕高不足(鶴飼橋) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 御坂町成田 | F167上98 | 1箇所 (22.6) | 余裕高不足(石和橋) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防高・堤防断面 | 重点 B・B | 〃 | 御坂町成田～石和町市部 | F167上70～F173 | 587 | 余裕高不足・堤防断面1/2以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防高・堤防断面・水衝洗掘 | 重点 B・B・B | 〃 | 御坂町成田 | F166上70～F167上70 | 100 | 余裕高不足・洗掘されている・堤防断面1/2以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防高・堤防断面 | 重点 B・B | 〃 | 〃 | F165上60～F166上70 | 143 | 余裕高不足・堤防断面1/2以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防高・堤防断面・水衝洗掘 | 重点 B・B・B | 〃 | 〃 | F165上10～F165上60 | 50 | 余裕高不足・堤防断面1/2以上・洗掘されている | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防高・堤防断面 | B | 〃 | 石和町四日市場～御坂町成田 | F162～F165上10 | 361 | 余裕高不足・堤防断面1/2以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 工作物 | 〃 | 〃 | 石和町四日市場 | F162下18 | 1箇所 (8.6) | 余裕高不足(万年橋) | 〃 | 〃 | 〃 |

| 河川名 | 重 要 度 | | 左右岸別 | 重 要 水 防 箇 所 | | 延長 (m) | 重 要 な る 理 由 | 県 及 び 市 町 村 | | 国土交通省 |
|-----|-----------|---------|------|-------------|---------------------|--------------|-------------------|-------------|---------|-------|
| | 種 別 | 階級 | | 地先名 | 料杭位置(km) | | | 担当水防団体 | 担当建設事務所 | 担当出張所 |
| 笛吹川 | 堤防断面 | B | 左 | 石和町四日市場 | F161 下 80～F162 下 10 | 198 | 堤防断面 1/2 以上 | 笛吹市 | 峡東 | 笛吹川 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | F152 上 30～F160 上 50 | 893 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 八代町南 | F147 上 53～F149 上 66 | 230 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | F146 上 53～F147 上 53 | 107 | 余裕高不足・堤防断面 1/2 以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 石和町小石和 | F143～F146 上 53 | 381 | 堤防断面 1/2 以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | A | 〃 | 八代町大間田 | F143 下 50～F143 | 50 | 樋管未施工(藤沢川) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 重点 B | 〃 | 〃 | F141 上 55～F142 上 50 | 120 | 堤防断面 1/2 以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | F138 上 60～F141 上 55 | 318 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | F137 下 50～F138 上 60 | 219 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 八代町増利 | F134 上 60～F137 下 50 | 218 | 堤防断面不足 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 工作物 | B | 〃 | 〃 | F134 上 35 | 1箇所 (4.2) | 余裕高不足(砂原橋) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防断面・水衝洗掘 | 〃 | 〃 | 石和町砂原 | F133 上 56～F134 上 60 | 116 | 堤防断面不足・洗掘されている | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | F133 下 40～F133 上 56 | 96 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防断面 | 〃 | 〃 | 〃 | F132 下 30～F133 下 40 | 101 | 堤防断面不足 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | A | 〃 | 八代町増利 | F132 下 80～F132 下 30 | 50 | 樋管未施工(増利) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | B 重点 | 〃 | 境川町大坪 | F130～F132 下 80 | 149 | 堤防断面不足 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 水衝洗掘・堤防断面 | 重点 B | 〃 | 〃 | F128～F130 | 223 | 洗掘されている・堤防断面不足 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防断面 | B | 右 | 春日居町桑戸 | F210 下 39～F210 上 41 | 80 | 堤防断面不足 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | F205 上 50～F209 上 40 | 371 | 堤防断面 1/2 以上 | 〃 | 〃 | 〃 |

| 河川名 | 重要度 | | 左右岸別 | 重要水防箇所 | | 延長(m) | 重要な理由 | 県及び市町村 | | 国土交通省 |
|-----|-----------|-----|------|---------------|-----------------|-----------|--------------------------------|--------|---------|-------|
| | 種別 | 階級 | | 地先名 | 杆杭位置(km) | | | 担当水防団体 | 担当建設事務所 | |
| 笛吹川 | 堤防断面 | B | 右 | 春日居町小松 | F199上39～F200上87 | 126 | 堤防断面1/2以上 | 笛吹市 | 峡東 | 笛吹川 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | F196上56～F198上55 | 201 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 石和町川中島～春日居町小松 | F193上50～F196上56 | 312 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 石和町川中島 | F183～F188上51 | 551 | 堤防断面不足 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 工作物 | A | 〃 | 石和町市部 | F176下50 | 1箇所(5.0) | 応急対策改善必要(老朽化) (神明用水樋管)M40設置 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防断面 | B | 〃 | 石和町八田～川中島 | F173～F183 | 1,005 | 堤防断面不足 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 工作物 | 〃 | 〃 | 石和町市部 | F173下14 | 1箇所(9.2) | 余裕高不足(鵜飼橋) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防断面 | 重点B | 〃 | 〃 | F170上54～F171上77 | 130 | 堤防断面不足 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 工作物 | B | 〃 | 〃 | F167上56 | 1箇所(22.6) | 余裕高不足(石和橋) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防断面 | 〃 | 〃 | 石和町四日市場 | F162上61～F166上60 | 446 | 堤防断面不足 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 工作物 | 〃 | 〃 | 〃 | F162下24 | 1箇所(8.6) | 余裕高不足(万年橋) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防断面 | 〃 | 〃 | 石和町広瀬 | F155上58～F160上51 | 533 | 堤防断面不足 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 石和町小石和 | F146～F153上54 | 746 | 堤防断面1/2以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | F144～F144上52 | 52 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防断面・水衝洗掘 | 〃 | 〃 | 〃 | F142上30～F144 | 191 | 堤防断面1/2以上・洗掘が進んでいる | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防断面 | 〃 | 〃 | 〃 | F139～F142上30 | 380 | 堤防断面1/2以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 工作物 | 〃 | 〃 | 石和町砂原 | F134上33 | 1箇所(4.2) | 余裕高不足(砂原橋) | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 堤防断面 | 〃 | 〃 | 〃 | F131上20～F139 | 844 | 堤防断面1/2以上 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | F130～F131上20 | 122 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

| 河川名 | 重 要 度 | | 左右岸別 | 重 要 水 防 箇 所 | | 延長(m) | 重 要 な る 理 由 | 県 及 び 市 町 村 | | 国土交通省 担当出張所 |
|-----|-------|----|------|-------------|----------|--------------------|-------------|-------------|---------|----------------|
| | 種 別 | 階級 | | 地先名 | 料杭位置(km) | | | 担当水防団体 | 担当建設事務所 | |
| 金川 | 堤防高 | B | 右 | 御坂町藤野木 | 三星橋上下 | 80 | 洗掘箇所 | 笛吹市 | 峡東 | |
| 〃 | 洗掘箇所 | 〃 | 左右 | 御坂町新田 | 唐沢合流上下 | 左 200 右 150 | 護岸洗掘 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 右 | 御坂町立沢 | 合流点上 | 80 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 水衝箇所 | 〃 | 左右 | 御坂町道場 | 稲荷川合流点上 | 左 200 右 200 | 無堤 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 堤体強度 | 〃 | 〃 | 御坂町下黒駒 | 嵐山橋上 | 左 170 右 180 | 護岸老朽 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 堤防高 | 〃 | 左 | 〃 | 市之蔵橋下 | 100 | 堤防高不足 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 左右 | 一宮町国分 | 八幡橋下 | 左 230 右 230 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 平等川 | 〃 | A | 〃 | 春日居町鎮目 | 神橋上 | 左 1,460 右 1,540 | 護岸断面不足 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 工作物 | B | 〃 | 〃 | 中畦橋 | 1箇所 | 流水疎通障害 | 〃 | 〃 | |
| 下田川 | 堤体強度 | A | 〃 | 石和町荒屋 | 地内 | 左 220 右 300 | 一部無堤 | 〃 | 〃 | |
| 藤沢川 | 堤防高 | B | 〃 | 八代町新浜 | 蛭見橋上 | 左 540 右 540 | 堤防高不足 | 〃 | 〃 | |
| 上手川 | 堤体強度 | A | 〃 | 御坂町二之宮 | 部落中 | 左 500 右 500 | 護岸洗掘 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 堤防高 | B | 〃 | 御坂町夏目原 | 地内 | 左 800 右 800 | 堤防高不足 | 〃 | 〃 | |
| 出黒川 | 〃 | 〃 | 〃 | 御坂町下黒駒 | 〃 | 左 220 右 220 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 国道上 | 左 60 右 60 | 護岸洗掘 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 右 | 御坂町八千蔵 | 地内 | 20 | 堤防高不足 | 〃 | 〃 | |
| 清水川 | 〃 | 〃 | 左右 | 御坂町若宮 | 〃 | 左 250 右 250 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 天川 | 〃 | 〃 | 右 | 御坂町蕎麦塚 | 大防領 | 170 | 〃 | 〃 | 〃 | |

| 河川名 | 重 要 度 | | 左右岸別 | 重 要 水 防 箇 所 | | 延長(m) | 重 要 な る 理 由 | 県 及 び 市 町 村 | | 国土交通省 担当出張所 |
|------|-------|----|------|-------------|----------|------------------|-------------|-------------|---------|----------------|
| | 種 別 | 階級 | | 地先名 | 杆杭位置(km) | | | 担当水防団体 | 担当建設事務所 | |
| 天川 | 堤防高 | B | 左右 | 御坂町八千蔵 | 丸山橋上 | 左 120 右 250 | 堤防高不足 | 笛吹市 | 峡東 | |
| 天狗川 | 洗掘箇所 | A | 右 | 御坂町二階 | 天狗沢橋下 | 60 | 護岸洗掘 | 〃 | 〃 | |
| 玄済川 | 堤防高 | B | 左 | 〃 | 町道下 | 30 | 堤防高不足 | 〃 | 〃 | |
| 御手洗川 | 〃 | 〃 | 〃 | 一宮町田中 | 御手洗橋下 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 田垂川 | 〃 | 〃 | 左右 | 一宮町塩田 | 中央道上 | 左 250 右 250 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 一宮町金沢 | 部落上 | 左 80 右 80 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 浅川 | 水衝箇所 | A | 〃 | 八代町奈良原 | 〃 | 左 330 右 330 | 無堤 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 洗掘箇所 | B | 右 | 八代町増利 | 合流点上 | 290 | 護岸洗掘 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | A | 左右 | 八代町竹居 | 両本橋上 | 左 30 右 30 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 大谷沢川 | 水衝箇所 | B | 左 | 八代町米倉 | 合流点上 | 40 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 竜安寺川 | 洗掘箇所 | 〃 | 左右 | 〃 | 竜安寺上 | 左 50 右 50 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 竜蛇川 | 〃 | 〃 | 〃 | 八代町高家 | 神社横 | 左 260 右 260 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 新堀川 | 水衝箇所 | A | 〃 | 八代町増利 | 合流点下 | 左 1,100 右 200 | 堤防高不足 | 〃 | 〃 | |
| 堀川 | 〃 | B | 〃 | 八代町高家 | 広域農道上下 | 左 400 右 400 | 護岸洗掘 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 右 | 八代町竹居 | 県道上 | 850 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 堤防高 | 〃 | 左 | 御坂町竹居 | 室部町道上 | 40 | 堤防高不足 | 〃 | 〃 | |
| 鎌田川 | 堤体強度 | 〃 | 左右 | 境川町大坪 | 白井河原橋上 | 左 140 右 140 | 護岸老朽 | 〃 | 〃 | |
| 境川 | 洗掘箇所 | 〃 | 左 | 〃 | 中央道下 | 200 | 護岸洗掘 | 〃 | 〃 | |
| 狐川 | 水衝箇所 | A | 左右 | 境川町大黒坂 | 聖 | 左 80 右 100 | 無堤 | 〃 | 〃 | |

| 河川名 | 重 要 度 | | 左右岸別 | 重 要 水 防 箇 所 | | 延長 (m) | 重 要 な る 理 由 | 県 及 び 市 町 村 | | 国土交通省 |
|------|-------|----|--------|-------------|-----------|------------------|-------------|-------------|---------|-------|
| | 種 別 | 階級 | | 地先名 | 料杭位置(km) | | | 担当水防団体 | 担当建設事務所 | 担当出張所 |
| 芋沢川 | 堤防高 | B | 左 右 | 境川町寺尾 | 地内 | 左 1500 右 1500 | 堤防高不足 | 笛吹市 | 峡東 | |
| 間門川 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 左 300 右 300 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 芦川 | 水衝箇所 | 〃 | 左 | 芦川町新井原 | 天狗橋上下 | 60 | 護岸老朽 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 堤防高 | 〃 | 〃 | 芦川町鶯宿 | 地内 | 100 | 堤防高不足 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 芦川町中芦川 | 〃 | 160 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 鳳山川 | 〃 | 〃 | 〃 | 春日居町国府 | 町道下 | 100 | 護岸断面不足 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | A | 左 右 | 春日居町別田 | 局上 | 左 200 右 200 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 駒沢川 | 〃 | 〃 | 〃 | 春日居町徳条 | 国道 140 号上 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 〃 | 水衝箇所 | B | 〃 | 春日居町鎮目 | 春日居中学校裏 | 左 65 右 44 | 護岸老朽 | 〃 | 〃 | |
| 金比羅川 | 〃 | 〃 | 〃 | 春日居町小松 | 集落上 | 左 100 右 100 | 〃 | 〃 | 〃 | |

別紙5

取水堰施設一覧表

| 地区名 | 河川名 | 名称 | 管理者 | 取入形式 | 備考 |
|------|-----|---------|-----------|------|------|
| 春日居町 | 平等川 | 六反田堰 | 六反田堰水利組合 | 頭首工 | |
| 春日居町 | 平等川 | 徳条堰 | 徳条堰水利組合 | 頭首工 | |
| 春日居町 | 平等川 | 保雲寺堰 | 保雲寺堰水利組合 | 自然取入 | |
| 春日居町 | 平等川 | 中畦堰 | 中畦堰水利組合 | 自然取入 | |
| 春日居町 | 平等川 | 一丁田堰 | 一丁田堰水利組合 | 自然取入 | |
| 春日居町 | 平等川 | 徳条マチ | 春日居町鎮目区 | 自然取入 | |
| 春日居町 | 平等川 | 鎮目寺 | 春日居町鎮目区 | 自然取入 | |
| 春日居町 | 平等川 | 第2平等こう門 | 春日居町鎮目区 | 自然取入 | |
| 春日居町 | 笛吹川 | 馬の鞍堰 | 馬の鞍水利組合 | 頭首工 | |
| 春日居町 | 平等川 | (新確認施設) | (新確認施設) | 自然取入 | |
| 石和町 | 笛吹川 | 近津用水 | 近津用水土地改良区 | 頭首工 | |
| 石和町 | 笛吹川 | 小石和用水 | 富士見土地改良区 | 頭首工 | |
| 石和町 | 笛吹川 | 砂原用水 | 富士見土地改良区 | 頭首工 | |
| 石和町 | 笛吹川 | 神明堰 | 笛吹市長 | 頭首工 | |
| 石和町 | 平等川 | 富士見堰 | 富士見土地改良区 | 自然取入 | |
| 石和町 | 平等川 | 柳田堰 | 富士見土地改良区 | 頭首工 | 施行中 |
| 石和町 | 金川 | 平井堰 | 金川水利組合 | 頭首工 | |
| 御坂町 | 金川 | 藤野木堰 | 藤野木区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 金川 | 屋敷入堰 | 新田区 | 頭首工 | |
| 御坂町 | 金川 | 新田堰 | 新田区 | 頭首工 | |
| 御坂町 | 金川 | 立沢堰 | 立沢区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 金川 | 横川堰 | 立沢区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 金川 | 戸倉堰 | 戸倉区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 金川 | 黒駒堰 | 黒駒堰水利組合 | 頭首工 | |
| 御坂町 | 金川 | 矢羽根堰 | 新上宿区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 金川 | 松ノ木堰 | 若宮区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 金川 | 車堰 | 車堰水利組合 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 金川 | 夏目堰 | 夏目原区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 金川 | 成田堰 | 成田区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 金川 | 馬鞭堰 | 坂野区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 御坂町 | 天川 | 三ツ沢 | 竹居区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 天川 | 天神堰 | 大野寺区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 天川 | 川上堰 | 蕎麦塚区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 天川 | 参宮神堰 | 蕎麦塚区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 天川 | 河内田堰 | 河内田水利組合 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 天川 | 久保田堰 | 久保田水利組合 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 天川 | 中堰 | 中堰用水組合 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 天川 | 下堰 | 下堰水利組合 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 天川 | 七五三木堰 | 七五三木堰水利組合 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 竜蛇川 | 横堰 | 竹居区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 竜蛇川 | 寺田堰 | 竹居区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 竜蛇川 | 六月田堰 | 組合長 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 竜蛇川 | 向田堰 | 組合長 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 竜蛇川 | 内藤保 | 内藤保 | 自然取入 | 確認不明 |
| 御坂町 | 出黒川 | 加越堰 | 八反田区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 出黒川 | 山ノ田堰 | 二之宮区 | 自然取入 | |

| 地区名 | 河川名 | 名称 | 管理者 | 取入形式 | 備考 |
|-----|------|------------|------------|------|------|
| 御坂町 | 出黒川 | 下野原堰 | 下野原堰 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 出黒川 | 綿熨斗塚田用水 | 組合長 | 自然取入 | 確認不明 |
| 御坂町 | 馬場川 | 二反田堰 | 下黒駒区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 馬場川 | 栗合堰 | 栗合区長 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 馬場川 | 三沢晴人 | 三沢晴人 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 玄済川 | 天狗沢区 | 大野寺区 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 玄済川 | 下原堰 | 蕎麦塚区長 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 玄済川 | 平沢堰 | 大野寺区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 御坂町 | 玄済川 | 宮下堰 | 大野寺区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 御坂町 | 神座山川 | 神座山川堰 | 神座山川堰水利組合 | 自然取入 | |
| 御坂町 | 戸倉川 | 堀内正 | 堀内正 | 自然取入 | |
| 御坂町 | | 御坂町西部土地改良区 | 御坂町西部土地改良 | ポンプ | 確認不明 |
| 御坂町 | | 御坂町成田土地改良区 | 御坂町成田土地改良 | ポンプ | 確認不明 |
| 御坂町 | | 御坂町花鳥土地改良区 | 御坂町花鳥土地改良区 | ポンプ | 確認不明 |
| 一宮町 | 田草川 | 渡沢堰 | 下矢作区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田草川 | 平井田堰 | 下矢作区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田草川 | 境堰 | 小城区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田草川 | 沢田堰 | 中尾区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田草川 | 前田堰 | 前田堰用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田草川 | 批把田堰 | 批把田用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田草川 | 向田堰 | 南野呂区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田草川 | 徳本寺堰 | 徳本寺堰用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田草川 | 小城堰 | 小城区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田草川 | 御寺堰 | 南野呂区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田垂川 | 鞍掛堰 | 末木区 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 田垂川 | 桜地蔵堰 | 塩田区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田垂川 | 宮田堰 | 塩田区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田垂川 | 清泉第1堰 | 塩田区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田垂川 | 腰巻堰 | 腰巻用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田垂川 | 田垂川 | 田垂川用水組合 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 田垂川 | 大門光堰 | 新巻区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 田垂川 | 柿田堰 | 荒巻区 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 田垂川 | おべい堰 | 末木区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 一宮町 | 田垂川 | 都堰 | 末木区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 一宮町 | 田垂川 | 石動堰 | 末木区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 一宮町 | 田垂川 | 松本沢堰 | 松本沢用水組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 一宮町 | 田垂川 | 清泉堰 | 塩田区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 一宮町 | 田垂川 | 薬師堂堰 | 末木区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 一宮町 | 田垂川 | 下宮田堰 | 塩田区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 一宮町 | 御手洗川 | 下矢作堰 | 下矢作堰 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 御手洗川 | 上味堰 | 上味水利組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 御手洗川 | 三丁田堰 | 三丁田水利組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 御手洗川 | 大町堰 | 大町用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 御手洗川 | 一ノ宮大町堰 | 一ノ宮大町水利組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 御手洗川 | 一ノ宮堰 | 一ノ宮区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 御手洗川 | 塚田堰 | 一ノ宮区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 御手洗川 | 三本松堰 | 石区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 御手洗川 | 水天宮町 | 一ノ宮区 | 自然取入 | |

| 地区名 | 河川名 | 名称 | 管理者 | 取入形式 | 備考 |
|-----|------|-----------|------------|------|------|
| 一宮町 | 御手洗川 | 田中第二堰 | 田中第二用水組合 | 頭首工 | 確認不明 |
| 一宮町 | 大石川 | 神沢東堰 | 神沢区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 大石川 | 神沢堰 | 神沢区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 大石川 | 井之尻堰 | 井之尻世 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 大石川 | 力正堰 | 力正用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 大石川 | 土塚堰 | 土塚区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 大石川 | 東新居堰 | 宮堰用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 大石川 | 新堂寺堰 | 新堂寺用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 大石川 | 原田堰 | 狐新居区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 大石川 | 神沢下堰 | 神沢区 | 暗渠工 | |
| 一宮町 | 大石川 | 山田堰 | 東新居区 | 暗渠工 | |
| 一宮町 | 大石川 | トサワ | 土塚区 | 暗渠工 | |
| 一宮町 | 百田川 | 永貫堰 | 塩田区 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 百田川 | 米田堰 | 米田用水組合 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 百田川 | 前田堰 | 新巻区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 百田川 | 金山堰 | 金山用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 百田川 | 横田堰 | 横田堰用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 百田川 | 一丁田堰 | 一丁田堰水利組合 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 百田川 | 角田堰 | 市之蔵区 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 百田川 | 穴田堰 | 市之蔵区 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 百田川 | 砂田堰 | 市之蔵区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 百田川 | 柿田第1堰 | 市之蔵区 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 百田川 | 金山堰2(仮称) | 塩田区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 百田川 | 塩田堰 | 塩田区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 一宮町 | 百田川 | 柿田第2堰 | 金沢区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 一宮町 | 金川 | 五ヶ村堰 | 五ヶ村堰用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 金川 | 治右衛門 | 国分区 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 金川 | 高野村堰 | 市之蔵区 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 金川 | 宮堰 | 宮堰水利組合 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 日川 | 田中第1堰 | 田中第1用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 日川 | 矢作堰 | 矢作水利組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 日川 | 四ヶ村堰 | 相興水利組合 | 頭首工 | |
| 一宮町 | 日川 | 太郎堰 | 太郎堰水利組合 | 頭首工 | 確認不明 |
| 一宮町 | 南川 | 久保田堰 | 小城区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 南川 | 神ノ木堰 | 南川用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 京戸川 | 京戸堰 | 京戸用水組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 京戸川 | 寺前堰 | 寺前用水組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 一宮町 | 山宮川 | 山宮第二堰 | 神沢区 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 下田川 | 新確認施設 | 不明 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 下田川 | 新確認施設 | 不明 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 下田川 | 新確認施設 | 不明 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 下田川 | 新確認施設 | 不明 | 自然取入 | |
| 一宮町 | 下田川 | 現地不明 | 田中水利組合 | 自然取入 | |
| 一宮町 | | 下矢作農業用井戸 | 下矢作水道畑かん組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 末木第1農業用井戸 | 末木簡易水道組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 市之蔵農業用井戸 | 市之蔵畑地灌漑組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 国分農道用井戸 | 国分土地改良区 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 坪井第1農業用井戸 | 坪井第1灌漑組合 | ポンプ | |

| 地区名 | 河川名 | 名称 | 管理者 | 取入形式 | 備考 |
|-----|------|------------|------------|------|------|
| 一宮町 | | 坪井第2農業用井戸 | 坪井第2灌漑組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 坪井第3農業用井戸 | 坪井第3灌漑組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 東原東部農業用井戸 | 東原東部畑地灌漑組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 東原西部農業用井戸 | 東原西部畑地灌漑組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 北都塚第1農業用井戸 | 北都塚畑地灌漑組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 北都塚第2農業用井戸 | 北都塚畑地灌漑組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 竹原田第1農業用井戸 | 竹原田畑地灌漑組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 竹原田第2農業用井戸 | 竹原田畑地灌漑組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 竹原田第3農業用井戸 | 竹原田畑地灌漑組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 金田第1農業用井戸 | 金田畑地灌漑組合 | ポンプ | |
| 一宮町 | | 金田第2農業用井戸 | 金田畑地灌漑組合 | ポンプ | |
| 八代町 | 天川 | 木瓜田下堰 | 北区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 天川 | 向田堰 | 北区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 天川 | 小原木堰 | 北区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 天川 | 観音講堰 | 北区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 天川 | 竹之下堰 | 北区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 天川 | 竹之下下堰 | 北区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 天川 | 絵毛上堰 | 北区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 天川 | 青沢堰 | 北区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 天川 | 青沢下堰 | 北区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 天川 | 御戸開堰 | 北区 | 頭首工 | 確認不明 |
| 八代町 | 天川 | 曲田堰 | 北区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 八代町 | 天川 | 五反田堰 | 北区 | 頭首工 | 確認不明 |
| 八代町 | 天川 | 綿のし下堰 | 北区 | 頭首工 | 確認不明 |
| 八代町 | 天川 | 竹之下中堰 | 北区 | 頭首工 | 確認不明 |
| 八代町 | 天川 | 木瓜田上堰 | 北区 | 頭首工 | 確認不明 |
| 八代町 | 浅川 | 久保田堰 | 岡区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 浅川 | 竹居堰 | 竹居区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 浅川 | 高家堰 | 高家区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 浅川 | 大口堰 | 南・北区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 浅川 | 久保畑堰 | 竹居区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 浅川 | 永井堰 | 永井区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 浅川 | 横田上堰 | 岡区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 浅川 | 梓田堰 | 米倉区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 浅川 | 上久保田せき | 竹居区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 浅川 | くるみまち堰 | 竹居区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 浅川 | 太平腰堰 | 竹居区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 浅川 | 東部畑地灌漑用水 | 東部利用組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 八代町 | 浅川 | 米田堰 | 米倉区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 八代町 | 浅川 | 角田堰 | 米倉区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 八代町 | 堀川 | 堀川堰 | 竹居区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 堀川 | 御崎堰 | 高家区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 堀川 | 大口下堰 | 北区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 堀川 | 大口上堰 | 北区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 堀川 | 砂田堰 | 竹居区 | 頭首工 | 確認不明 |
| 八代町 | 堀川 | 梅の木堰 | 竹居区 | 自然取入 | 確認不明 |
| 八代町 | 堀川 | 北通り堰 | 北区 | 頭首工 | 確認不明 |
| 八代町 | 四ツ沢川 | 呑堰 | 岡区 | 頭首工 | |

| 地区名 | 河川名 | 名称 | 管理者 | 取入形式 | 備考 |
|-----|------|---------|---------|------|------|
| 八代町 | 四ツ沢川 | 中田堰 | 岡区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 四ツ沢川 | 大山田堰 | 岡区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 四ツ沢川 | 山本堰 | 岡区 | 頭首工 | 確認不明 |
| 八代町 | 出黒川 | 絵毛上堰 | 北区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 出黒川 | 出黒川堰 | 北区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 出黒川 | 綿のし上堰 | 北区 | 頭首工 | 確認不明 |
| 八代町 | 竜蛇川 | 山宮堰 | 高家区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 竜蛇川 | 竜蛇川堰 | 竹居区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 竜安寺川 | 花田堰 | 米倉区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 竜安寺川 | 竜安寺堰 | 米倉区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 大谷沢川 | 大谷沢堰 | 米倉区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 大谷沢川 | 中尾ため池 | 米倉区 | 頭首工 | |
| 八代町 | 上手川 | 柳田堰 | 北区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 藤沢川 | 増田堰 | 増田区 | ゲート | |
| 八代町 | 狐川 | 狐川堰 | 米倉区 | 自然取入 | |
| 八代町 | 山の水 | 三ツ沢堰 | 竹居区 | 自然取入 | |
| 八代町 | | 南部畑かん | 南部畑かん組合 | ポンプ | 確認不明 |
| 八代町 | | 北部畑かん | 北部畑かん組合 | ポンプ | 確認不明 |
| 境川町 | 狐川 | 長畑用水 | 大黒坂水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 狐川 | 東久保田用水 | 小山水利組合 | 頭首工 | |
| 境川町 | 狐川 | 中村用水 | 前田堰用水組合 | 頭首工 | |
| 境川町 | 狐川 | 宮ノ上用水 | 前田堰用水組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 狐川 | 狐川橋上 | 前田堰用水組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 狐川 | 西狐取水 | 小黒坂水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 狐川 | 小山中村用水 | 前間田用水組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 狐川 | 宮ノ下用水 | 石橋水利組合 | 頭首工 | |
| 境川町 | 狐川 | 狐川取水 | 大坪水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 狐川 | 前田用水 | 不明 | 自然取入 | |
| 境川町 | 狐川 | 大黒坂用水 | 大黒坂水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 狐川 | 横田用水 | 大黒坂水利組合 | ゲート | 確認不明 |
| 境川町 | 狐川 | 前田上用水 | 小黒坂水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 狐川 | 前田中用水 | 小黒坂水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 狐川 | 前田下用水 | 小黒坂水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 狐川 | 曾根田用水 | 小山水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 狐川 | 横田用水 | 前間田水利組合 | 頭首工 | 確認不明 |
| 境川町 | 境川 | 大窪大沢取水 | 大窪水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 境川 | 藤垚滝下 | 藤垚水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 境川 | 藤垚用水 | 藤垚水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 境川 | 四石田 | 小黒坂水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 境川 | 帯石取水 | 石橋水利組合 | 頭首工 | |
| 境川町 | 境川 | 三柵取水 | 三柵水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 境川 | 藤垚後まち取水 | 不明 | 自然取入 | |
| 境川町 | 境川 | 藤垚東組 | 藤垚水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 境川 | 蛇山東取水 | 小黒坂水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 境川 | 蛇山西取水 | 小黒坂水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 境川 | 桂林水道 | 石橋水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 境川 | 大坪用水 | 大坪水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 大石田川 | 蟹沢取水 | 上寺尾水利組合 | 自然取入 | |

| 地区名 | 河川名 | 名称 | 管理者 | 取入形式 | 備考 |
|-----|--------|----------|-----------|------|------|
| 境川町 | 大石田川 | 大石田上取水 | 上寺尾水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 大石田川 | 大石田下取水 | 上寺尾水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 大石田川 | 新確認施設 | 不明 | 自然取入 | |
| 境川町 | 大石田川 | 新確認施設 | 不明 | 自然取入 | |
| 境川町 | 大石田川 | 新確認施設 | 不明 | 自然取入 | |
| 境川町 | 間門川 | 松葉田用水 | 間門水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 間門川 | 坂下堰 | 中寺尾水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 間門川 | 大木前堰 | 中寺尾水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 間門川 | 日陰田 | 上寺尾水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 間門川 | 上黒澤取水 | 上寺尾水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 間門川 | 下黒澤取水 | 上寺尾水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 間門川 | 日陰田下取水 | 上寺尾水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 間門川 | 新確認施設 | 不明 | 自然取入 | |
| 境川町 | 間門川 | 新確認施設 | 不明 | 自然取入 | |
| 境川町 | 芋沢川 | 向田取水 | 原水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 芋沢川 | 塚田用水 | 原水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 芋沢川 | 飯潰 | 原水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 芋沢川 | 久保田堰 | 原水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 芋沢川 | 久保田上 | 原水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 芋沢川 | 久保田中 | 原水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 芋沢川 | 久保田下 | 原水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 白戸川 | 白戸取水 | 中寺尾水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 白戸川 | 新確認施設 | 不明 | 自然取入 | |
| 境川町 | 蟹沢川 | 日陰田 | 上寺尾水利組合 | 自然取入 | |
| 境川町 | 蟹沢川 | 大木前堰 | 上寺尾水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 蟹沢川 | 別当用水 | 上寺尾水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 境川町 | 鎌田川 | 鎌田川用水 | 上寺尾水利組合 | 自然取入 | |
| 芦川村 | 芦川 | 猪之原堰 | 猪之原堰水利組合 | 頭首工 | |
| 芦川村 | 芦川 | 中芦川畑かん用水 | 中芦川畑かん組合 | 自然取入 | |
| 芦川村 | 芦川 | 負平堰 | 負平堰水利組合 | 自然取入 | |
| 芦川村 | 芦川 | 西村畑かん用水 | 西村畑かん組合 | 自然取入 | |
| 芦川村 | 芦川 | いぼ石畑かん用水 | いぼ石畑かん組合 | 自然取入 | |
| 芦川村 | 芦川 | 上芦川堰 | 上芦川区 | 自然取入 | |
| 芦川村 | 芦川 | 牧寄堰 | 牧寄堰水利組合 | 頭首工 | |
| 芦川村 | 芦川 | 大向川堰 | 大向川堰水利組合 | 自然取入 | |
| 芦川村 | 芦川 | 黒内畑かん用水 | 黒内畑かん水利組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 芦川村 | 芦川 | 矢名目畑かん用水 | 中芦川畑かん組合 | 自然取入 | 確認不明 |
| 芦川村 | 大石川 | 大石川畑かん用水 | 大石川畑かん組合 | 自然取入 | |
| 芦川村 | 沢妻川 | 新井原畑かん用水 | 新井原畑かん組合 | 自然取入 | |
| 芦川村 | 鶯宿入沢川 | 深川堰 | 深川堰水利組合 | 自然取入 | |
| 芦川村 | 中芦川入沢川 | 中之島堰 | 中之島堰水利組合 | 自然取入 | |

別紙6

水防倉庫設置箇所及び資材器材の備蓄状況

1 石和町地内

(1) 設置箇所

| 設置箇所 | 設置場所住所 | 管理責任者 | 河川名 | 坪数 |
|------|---------------|-------|-------|----|
| 小石和 | 石和町小石和289-1 | 建設部長 | 笛吹川右岸 | 26 |
| 四日市場 | 石和町四日市場1359-1 | 建設部長 | 笛吹川右岸 | 10 |

(2) 資材器材及び数量

| No. | 品名 | 設置箇所 | 小石和 | 四日市場 | 合計 |
|-----|---------|------|--------|--------|--------|
| 1 | スコップ | | 43丁 | 40丁 | 83丁 |
| 2 | ツルハシ | | 1丁 | 10丁 | 11丁 |
| 3 | 唐ぐわ | | 5丁 | 5丁 | 10丁 |
| 4 | かけ矢 | | 5丁 | 4丁 | 9丁 |
| 5 | とび | | | 5本 | 5本 |
| 6 | 金づち | | 4丁 | 5丁 | 9丁 |
| 7 | 八番線 | | 8巻 | 18巻 | 26巻 |
| 8 | 空俵 | | 300俵 | | 300俵 |
| 9 | 防水シート | | 50枚 | 70枚 | 120枚 |
| 10 | 蛇籠 | | 80本 | 100本 | 180本 |
| 11 | ナタ | | 18丁 | 10丁 | 28丁 |
| 12 | 照明具 | | 1丁 | 10台 | 11台 |
| 13 | ペンチ | | 9丁 | 10丁 | 19丁 |
| 14 | 鎌(大) | | 28丁 | 50丁 | 78丁 |
| 15 | 鎌(小) | | 20丁 | 43丁 | 63丁 |
| 16 | 鋸(大) | | | 11丁 | 11丁 |
| 17 | 鋸(小) | | 3丁 | 2丁 | 5丁 |
| 18 | トランシーバー | | | | 台 |
| 19 | 発電機 | | | 2台 | 2台 |
| 20 | カッター | | 12丁 | 4丁 | 16丁 |
| 21 | 大ハンマー | | 13丁 | 10丁 | 23丁 |
| 22 | 材木 | | 65本 | 30本 | 95本 |
| 23 | 草刈機 | | | | 台 |
| 24 | チェーンソー | | | 1台 | 1台 |
| 25 | 金テコ | | | | 丁 |
| 26 | 三本刃 | | 2丁 | | 2丁 |
| 27 | 鋤簾 | | 2丁 | 5丁 | 7丁 |
| 28 | スチールレイキ | | | | 丁 |
| 29 | トラロープ | | 4巻 | 2巻 | 6巻 |
| 30 | 木杭 | | 20本 | 9本 | 29本 |
| 31 | シノ | | 12丁 | 5丁 | 17丁 |
| 32 | バリケード | | | 23基 | 23基 |
| 33 | 鉄杭 | | 60本 | 150本 | 210本 |
| 34 | 縄 | | 10巻 | 4巻 | 14巻 |
| 35 | むしろ | | | | 枚 |
| 36 | 竹棒 | | 30本 | | 30本 |
| 37 | 土嚢袋 | | 1,000枚 | 2,400枚 | 3,400枚 |
| 38 | 土嚢袋(1t) | | 枚 | 30枚 | 30枚 |

2 御坂町地内
 (1) 設置箇所

| 設置箇所 | 設置場所住所 | 管理責任者 | 河川名 | 坪数 |
|------------|----------|-------|--------|----|
| 旧御坂支所第2駐車場 | 御坂町栗合346 | 御坂支所長 | 御坂一級河川 | 5 |

(2) 資材器材及び数量

| No. | 品名 | 設置箇所 | 旧御坂支所第2駐車場 | 合計 |
|-----|----------|------|------------|-------|
| 1 | スコップ | | 44丁 | 44丁 |
| 2 | ツルハシ | | 8丁 | 8丁 |
| 3 | 唐ぐわ | | 12丁 | 12丁 |
| 4 | かき矢 | | 9丁 | 9丁 |
| 5 | とび | | 3本 | 3本 |
| 6 | 金づち | | 13丁 | 13丁 |
| 7 | 八番線 | | 8巻 | 8巻 |
| 8 | 空 | 俵 | | 俵 |
| 9 | 防水シート | | 21枚 | 21枚 |
| 10 | 蛇籠 | | 20本 | 20本 |
| 11 | ナタ | | 10丁 | 10丁 |
| 12 | 照明具 | | 1台 | 1台 |
| 13 | ペンチ | | 11丁 | 11丁 |
| 14 | 鎌 (大) | | 4丁 | 4丁 |
| 15 | 鎌 (小) | | 20丁 | 20丁 |
| 16 | 鋸 (大) | | 4丁 | 4丁 |
| 17 | 鋸 (小) | | 3丁 | 3丁 |
| 18 | トランシーバー | | | 台 |
| 19 | 発電機 | | | 台 |
| 20 | カッター | | 2丁 | 2丁 |
| 21 | 大ハンマー | | 3丁 | 3丁 |
| 22 | 材木 | | | 本 |
| 23 | 草刈機 | | | 台 |
| 24 | チェーンソー | | 2台 | 2台 |
| 25 | 金テコ | | 2丁 | 2丁 |
| 26 | 三本刃 | | | 丁 |
| 27 | 鋤 | 簾 | 6丁 | 6丁 |
| 28 | スチールレイキ | | 5丁 | 5丁 |
| 29 | トラロープ | | 39巻 | 39巻 |
| 30 | 木杭 | | 39本 | 39本 |
| 31 | シノ | | 13丁 | 13丁 |
| 32 | バリケード | | 19基 | 19基 |
| 33 | 鉄杭 | | 50本 | 50本 |
| 34 | 縄 | | | |
| 35 | むしろ | | | 枚 |
| 36 | 竹棒 | | | 本 |
| 37 | 土嚢袋 | | 1300枚 | 1300枚 |
| 38 | 土嚢袋 (1t) | | 13枚 | 13枚 |

3 一宮町地内
(1) 設置箇所

| 設置箇所 | 設置場所住所 | 管理責任者 | 河川名 | 坪数 |
|---------|----------------|-------|---------|-----|
| 東原 | 一宮町東原 361-5 | 一宮支所長 | 金川右岸 | 6.5 |
| 市之蔵(第二) | 一宮町市之蔵 1181-21 | 一宮支所長 | 金川右岸 | 6 |
| 塩田(第三) | 一宮町塩田 1802 | 一宮支所長 | 金川右岸 | 6 |
| 坪井(第四) | 一宮町坪井 1156 | 一宮支所長 | 金川右岸 | 6 |
| 上矢作(第五) | 一宮町上矢作 952-5 | 一宮支所長 | 日川左岸 | 6 |
| 金沢(第六) | 一宮町金沢 491-3 | 一宮支所長 | 田垂川・百田川 | 2.5 |

(2) 資材器材及び数量

| No. | 品名 設置箇所 | 東原 | 市之蔵 | 塩田 | 坪井 | 上矢作 | 金沢 | 合計 |
|-----|------------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 1 | スコップ | 41丁 | 90丁 | 48丁 | 60丁 | 66丁 | 110丁 | 415丁 |
| 2 | ツルハシ | 17丁 | 20丁 | 13丁 | 20丁 | 28丁 | 18丁 | 114丁 |
| 3 | 唐ぐわ | | | | | | | 丁 |
| 4 | かげ矢 | 8丁 | 24丁 | 13丁 | 22丁 | 23丁 | 23丁 | 113丁 |
| 5 | とび | | | | | | | 本 |
| 6 | 金づち | | | | | | | 丁 |
| 7 | 八番線 | 30巻 | 8巻 | | 9巻 | 14巻 | | 61巻 |
| 8 | 空俵 | 450俵 | | | | | | 450俵 |
| 9 | 防水シート | 50枚 | 25枚 | 21枚 | 56枚 | 30枚 | 20枚 | 202枚 |
| 10 | 蛇籠 | 15本 | 115本 | | 60本 | 57本 | | 247本 |
| 11 | ナタ | 10丁 | | | | 1丁 | 1丁 | 12丁 |
| 12 | 照明具 | | | | | | | 台 |
| 13 | ペンチ | | 4丁 | | 4丁 | 3丁 | 2丁 | 13丁 |
| 14 | 鎌(大) | | | | | | | 丁 |
| 15 | 鎌(小) | 10丁 | 11丁 | | | 4丁 | 17丁 | 42丁 |
| 16 | 鋸(大) | | 4丁 | | | 2丁 | | 6丁 |
| 17 | 鋸(小) | 13丁 | 28丁 | 12丁 | 11丁 | 26丁 | 15丁 | 105丁 |
| 18 | トランシーバー | | | | | | | 台 |
| 19 | 発電機 | | | | | | 1台 | 1台 |
| 20 | カッター | 4丁 | 7丁 | | 8丁 | 5丁 | 4丁 | 28丁 |
| 21 | 大ハンマー | | 8丁 | 12丁 | 6丁 | | 5丁 | 31丁 |
| 22 | 材木 | 9本 | | | | | | 9本 |
| 23 | 草刈機 | | | | | | | 台 |
| 24 | チェーンソー | | | | | | | 台 |
| 25 | 金テコ | | 4丁 | 5丁 | | | | 9丁 |
| 26 | 三本刃 | | 4丁 | | | | | 4丁 |
| 27 | 鋤 簾 | 16丁 | 33丁 | 20丁 | 30丁 | 40丁 | 45丁 | 184丁 |
| 28 | スチールレイキ | | 7丁 | 4丁 | | | | 11丁 |
| 29 | トラロープ | | 20巻 | 19巻 | 20巻 | 25巻 | 15巻 | 99巻 |
| 30 | 木杭 | | | | | | | 本 |
| 31 | シノ | 6丁 | 5丁 | | | | | 11丁 |
| 32 | バリケード | | 5基 | | | | | 5基 |
| 33 | 鉄杭 | 200本 | | 10本 | 12本 | 5本 | | 227本 |
| 34 | 縄 | 2巻 | | 3巻 | | | | 5巻 |
| 35 | むしろ | | | | | | | 枚 |
| 36 | 竹棒 | | | | | | | 本 |
| 37 | 土嚢袋 | 400枚 | 200枚 | 200枚 | 200枚 | 400枚 | 800枚 | 2,200枚 |
| 38 | 土嚢袋(1t) | | | | | | | 枚 |

4 八代町地内

(1) 設置箇所

| 設置箇所 | 設置場所住所 | 管理責任者 | 河川名 | 坪数 |
|------|-------------|-------|--------------|----|
| 南 | 八代町南 543-1 | 八代支所長 | 藤沢川 | 8 |
| 北 | 八代町北 461-4 | 八代支所長 | 天川、堀川 | 10 |
| 高家 | 八代町高家 308-3 | 八代支所長 | 堀川、竜蛇川 | 6 |
| 岡 | 八代町岡 605-1 | 八代支所長 | 浅川、四ッ沢川 | 11 |
| 増利 | 八代町増利 1-1 | 八代支所長 | 浅川、新堀川 | 10 |
| 米倉 | 八代町米倉 352 | 八代支所長 | 浅川、竜安寺川、大谷沢川 | 16 |
| 竹居 | 八代町竹居 701-1 | 八代支所長 | 浅川、堀川 | 6 |
| 奈良原 | 八代町奈良原 358 | 八代支所長 | 浅川、堀川 | 10 |

(2) 資材器材及び数量

| No. | 設置箇所 品名 | 南 | 北 | 高家 | 岡 | 増田 | 永井 | 米倉 | 竹居 | 奈良原 | 合計 |
|-----|------------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 1 | スコップ | 8丁 | 5丁 | 4丁 | 8丁 | 6丁 | 4丁 | 4丁 | 11丁 | 4丁 | 54丁 |
| 2 | ツルハシ | 15丁 | 3丁 | 1丁 | 5丁 | | | | | 2丁 | 26丁 |
| 3 | 唐ぐわ | 3丁 | | | 4丁 | | | 2丁 | 4丁 | | 13丁 |
| 4 | かけ矢 | 3丁 | 2丁 | 1丁 | 1丁 | 1丁 | | | 2丁 | 1丁 | 11丁 |
| 5 | とび | | | | | | | | | | |
| 6 | 金づち | | | | | 1丁 | | | | | 1丁 |
| 7 | 八番線 | 14巻 | 6巻 | 2巻 | 3巻 | 6巻 | 2巻 | 5巻 | 10巻 | 12巻 | 60巻 |
| 8 | 空俵 | 600俵 | | | | | | | | | 600俵 |
| 9 | 防水シート | 8枚 | 4枚 | 4枚 | | 4枚 | | 3枚 | 5枚 | | 28枚 |
| 10 | 蛇籠 | 18本 | 24本 | | 12本 | 12本 | | 12本 | 6本 | 6本 | 90本 |
| 11 | ナタ | 6丁 | 3丁 | 2丁 | 2丁 | | | | 5丁 | 1丁 | 19丁 |
| 12 | 照明具 | | | 2台 | 3台 | 2台 | | | 2台 | | 9台 |
| 13 | ペンチ | 5丁 | 2丁 | 2丁 | | | | | 4丁 | 4丁 | 17丁 |
| 14 | 鎌(大) | 13丁 | | | 2丁 | | | 5丁 | | | 20丁 |
| 15 | 鎌(小) | 8丁 | | 2丁 | 3丁 | | | 9丁 | 6丁 | 2丁 | 30丁 |
| 16 | 鋸(大) | | | | | | | | | | 丁 |
| 17 | 鋸(小) | 12丁 | 4丁 | 2丁 | 3丁 | | 2丁 | 5丁 | 9丁 | 3丁 | 40丁 |
| 18 | トランシーバー | | | | | | | | | | 台 |
| 19 | 発電機 | | | 1台 | 1台 | | | | | | 2台 |
| 20 | カッター | 3丁 | 3丁 | 2丁 | 2丁 | 1丁 | | | 6丁 | 3丁 | 20丁 |
| 21 | 大ハンマー | 2丁 | 1丁 | | | 1丁 | | | | | 4丁 |
| 22 | 材木 | | | | | | | | | | 本 |
| 23 | 草刈機 | | | | | | | | | | 台 |
| 24 | チェーンソー | 2台 | | | | | | | 1台 | | 3台 |
| 25 | 金テコ | | | | | | | | | | 丁 |
| 26 | 三本刃 | 4丁 | | | | | | | | | 4丁 |
| 27 | 鋤簾 | 2丁 | 1丁 | 1丁 | 4丁 | | | 1丁 | 4丁 | 1丁 | 14丁 |
| 28 | スチールレイキ | | | | | | | | | | 丁 |
| 29 | トラロープ | 4巻 | 3巻 | 1巻 | 2巻 | 1巻 | 1巻 | | 1巻 | 2巻 | 15巻 |
| 30 | 木杭 | 10本 | 20本 | 30本 | 80本 | | | | | 44本 | 184本 |
| 31 | シノ | 14丁 | 5丁 | 3丁 | 4丁 | 4丁 | | | 4丁 | 7丁 | 41丁 |
| 32 | バリケード | 15基 | | | | | | | | | 15基 |
| 33 | 鉄杭 | 80本 | 30本 | | | 20本 | | | 15本 | | 145本 |
| 34 | 縄 | 2巻 | | 2巻 | | 2巻 | | | 3巻 | 1巻 | 10巻 |
| 35 | むしろ | | | | 5枚 | | | | | | 5枚 |
| 36 | 竹棒 | 6本 | | | | | | | | | 6本 |
| 37 | 土嚢袋 | 1,200枚 | 400枚 | 250枚 | 600枚 | 600枚 | 400枚 | 600枚 | 250枚 | 350枚 | 4,650枚 |
| 38 | 土嚢袋(1t) | | | | | | | | | | 枚 |

5 境川町地内
 (1) 設置箇所

| 設置箇所 | 設置場所住所 | 管理責任者 | 河川名 | 坪数 |
|---------|------------|-------|-----|----|
| 笛吹市境川支所 | 境川町藤垜 2600 | 境川支所長 | 境川 | 9 |

(2) 資材器材及び数量

| No. | 品名 | 設置箇所 | 境川支所 | 合計 |
|-----|----------|------|--------|--------|
| 1 | スコップ | | 36丁 | 36丁 |
| 2 | ツルハシ | | 4丁 | 4丁 |
| 3 | 唐ぐわ | | | 丁 |
| 4 | かき矢 | | 3丁 | 3丁 |
| 5 | とび | | 1本 | 1本 |
| 6 | 金づち | | 1丁 | 1丁 |
| 7 | 八番線 | | 3巻 | 3巻 |
| 8 | 空俵 | | 67俵 | 67俵 |
| 9 | 防水シート | | 20枚 | 20枚 |
| 10 | 蛇籠 | | | 本 |
| 11 | ナタ | | 9丁 | 9丁 |
| 12 | 照明具 | | 2台 | 2台 |
| 13 | ペンチ | | 2丁 | 2丁 |
| 14 | 鎌 (大) | | 2丁 | 2丁 |
| 15 | 鎌 (小) | | 11丁 | 11丁 |
| 16 | 鋸 (大) | | | 丁 |
| 17 | 鋸 (小) | | 4丁 | 4丁 |
| 18 | トランシーバー | | | 台 |
| 19 | 発電機 | | | 台 |
| 20 | カッター | | 1丁 | 1丁 |
| 21 | 大ハンマー | | 2丁 | 2丁 |
| 22 | 材木 | | | 本 |
| 23 | 草刈機 | | 4台 | 4台 |
| 24 | チェーンソー | | 4台 | 4台 |
| 25 | 金テコ | | | 丁 |
| 26 | 三本刃 | | 1丁 | 1丁 |
| 27 | 鋤簾 | | | 丁 |
| 28 | スチールレイキ | | | 丁 |
| 29 | トラロープ | | 5巻 | 5巻 |
| 30 | 木杭 | | 3本 | 3本 |
| 31 | シノ | | 2丁 | 2丁 |
| 32 | バリケード | | 10基 | 10基 |
| 33 | 鉄杭 | | 30本 | 30本 |
| 34 | 縄 | | 4巻 | 4巻 |
| 35 | むしろ | | | 枚 |
| 36 | 竹棒 | | | 本 |
| 37 | 土嚢袋 | | 2,400枚 | 2,400枚 |
| 38 | 土嚢袋 (1t) | | | 枚 |

6 春日居町地内

(1) 設置箇所

| 設置箇所 | 設置場所住所 | 管理責任者 | 河川名 | 坪数 |
|------|--------------|--------|-----|----|
| 徳条 | 春日居町徳条 59-4 | 春日居支所長 | 平等川 | 5 |
| 鎮目 | 春日居町鎮目 651-2 | 春日居支所長 | 平等川 | 6 |

(2) 資材器材及び数量

| No. | 品名 | 設置箇所 | 徳条 | 鎮目 | 合計 |
|-----|----------|------|------|---------|---------|
| 1 | スコップ | | 7丁 | 7丁 | 14丁 |
| 2 | ツルハシ | | 3丁 | 3丁 | 6丁 |
| 3 | 唐ぐわ | | | | 丁 |
| 4 | かき矢 | | 2丁 | 2丁 | 4丁 |
| 5 | とび | | | 3本 | 4本 |
| 6 | 金づち | | 1丁 | 1丁 | 2丁 |
| 7 | 八番線 | | 4巻 | 3巻 | 7巻 |
| 8 | 空俵 | | 20俵 | | 20俵 |
| 9 | 防水シート | | 5枚 | 4枚 | 9枚 |
| 10 | 蛇籠 | | 2本 | 5本 | 7本 |
| 11 | ナタ | | 5丁 | 4丁 | 9丁 |
| 12 | 照明具 | | | | 台 |
| 13 | ペンチ | | 5丁 | 5丁 | 10丁 |
| 14 | 鎌 (大) | | | | 丁 |
| 15 | 鎌 (小) | | 5丁 | 14丁 | 19丁 |
| 16 | 鋸 (大) | | | | 丁 |
| 17 | 鋸 (小) | | | | 丁 |
| 18 | トランシーバー | | | | 台 |
| 19 | 発電機 | | | | 台 |
| 20 | カッター | | 2丁 | 3丁 | 5丁 |
| 21 | 大ハンマー | | 3丁 | 3丁 | 6丁 |
| 22 | 材木 | | 30本 | | 30本 |
| 23 | 草刈機 | | | | 台 |
| 24 | チェーンソー | | | | 台 |
| 25 | 金テコ | | | | 丁 |
| 26 | 三本刃 | | | | 丁 |
| 27 | 鋤 簾 | | 4丁 | 4丁 | 8丁 |
| 28 | スチールレイキ | | | 1丁 | 1丁 |
| 29 | トラロープ | | 3巻 | 3巻 | 6巻 |
| 30 | 木杭 | | | | 本 |
| 31 | シノ | | 5丁 | 5丁 | 10丁 |
| 32 | バリケード | | | | 基 |
| 33 | 鉄杭 | | | 60本 | 60本 |
| 34 | 縄 | | 3巻 | 1巻 | 4巻 |
| 35 | むしろ | | 50枚 | 8枚 | 58枚 |
| 36 | 竹棒 | | 30本 | | 30本 |
| 37 | 土嚢袋 | | 300枚 | 1, 200枚 | 1, 500枚 |
| 38 | 土嚢袋 (1t) | | | | 枚 |

7 芦川町地内
 (1) 設置箇所

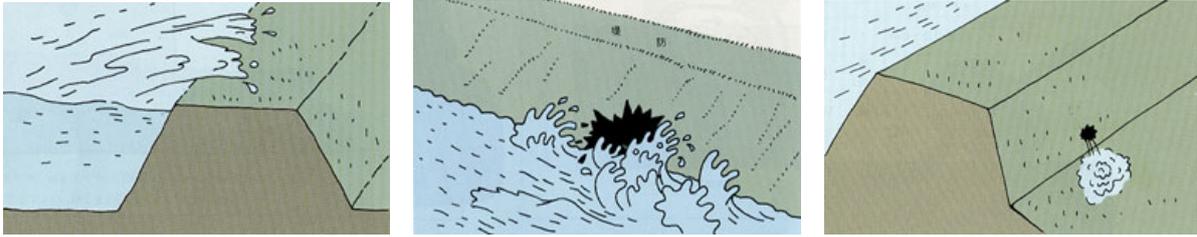
| 設置箇所 | 設置場所住所 | 管理責任者 | 河川名 | 坪数 |
|--------|-------------|-------|-----|----|
| 芦川町中芦川 | 芦川町中芦川 1082 | 芦川支所長 | 芦川 | 18 |

(2) 資材器材及び数量

| No. | 品名 | 設置箇所 | 芦川町備蓄倉庫 | 合計 |
|-----|----------|------|---------|------|
| 1 | スコップ | | 11丁 | 11丁 |
| 2 | ツルハシ | | 4丁 | 4丁 |
| 3 | 唐ぐわ | | | 丁 |
| 4 | かき矢 | | 2丁 | 2丁 |
| 5 | とび | | 3本 | 3本 |
| 6 | 金づち | | | 丁 |
| 7 | 八番線 | | 2巻 | 2巻 |
| 8 | 空俵 | | | 俵 |
| 9 | 防水シート | | 15枚 | 15枚 |
| 10 | 蛇籠 | | | 本 |
| 11 | ナタ | | | 丁 |
| 12 | 照明具 | | 5台 | 5台 |
| 13 | ペンチ | | 5丁 | 5丁 |
| 14 | 鎌 (大) | | 3丁 | 3丁 |
| 15 | 鎌 (小) | | 8丁 | 8丁 |
| 16 | 鋸 (大) | | | 丁 |
| 17 | 鋸 (小) | | 6丁 | 6丁 |
| 18 | トランシーバー | | | 台 |
| 19 | 発電機 | | | 台 |
| 20 | カッター | | 5丁 | 5丁 |
| 21 | 大ハンマー | | 3丁 | 3丁 |
| 22 | 材木 | | | 本 |
| 23 | 草刈機 | | 3台 | 3台 |
| 24 | チェーンソー | | 3台 | 3台 |
| 25 | 金テコ | | | 丁 |
| 26 | 三本刃 | | | 丁 |
| 27 | 鋤簾 | | | 丁 |
| 28 | スチールレイキ | | | 丁 |
| 29 | トラロープ | | 1巻 | 1巻 |
| 30 | 木杭 | | | 本 |
| 31 | シノ | | 6丁 | 6丁 |
| 32 | バリケード | | 10基 | 10基 |
| 33 | 鉄杭 | | 27本 | 27本 |
| 34 | 縄 | | 2巻 | 2巻 |
| 35 | むしろ | | | 枚 |
| 36 | 竹棒 | | | 本 |
| 37 | 土嚢袋 | | 500枚 | 500枚 |
| 38 | 土嚢袋 (1t) | | | 枚 |

別紙 7

水防工法【破堤（堤防が壊れ、増水した川の水が堤内地に流れ出すこと）を防ぐ工法】



水があふれ

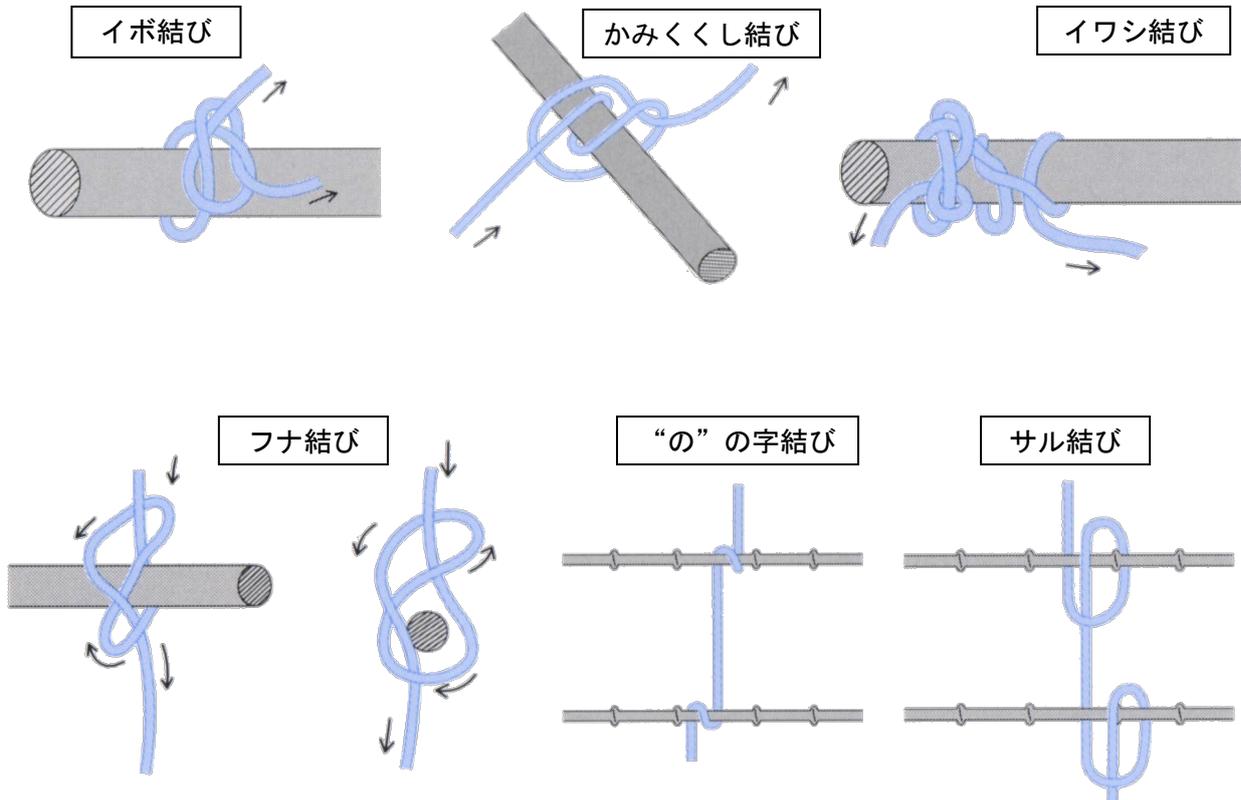
深掘れ

漏水

代表的な水防工法

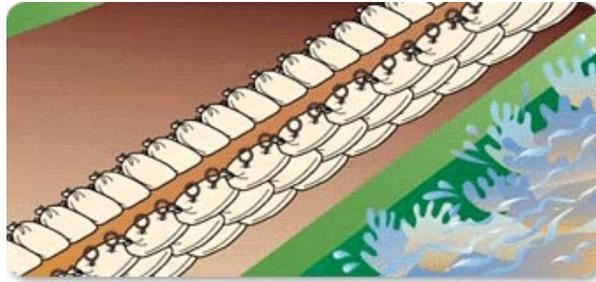
| 原因 | 工法 | 工法の概要 | 主な適用区分 | | 主な使用資材 |
|-------|-------|-----------------------------|--------|------|-----------------------|
| | | | 堤防土質 | 河川勾配 | |
| 水があふれ | 積み土のう | 堤防上面に土俵または土のうを積み上げる | 一般 | 一般 | 土のう、鋼杭 |
| 深掘れ | 木流し | 樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する | 一般 | 急流 | 立木、土のう、ロープ、鉄線、くい |
| 漏水 | シート張り | 川側の漏水面に防水シートを張る(むしろの入手困難場所) | 一般 | 一般 | 防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう |

代表的な縄の結び方

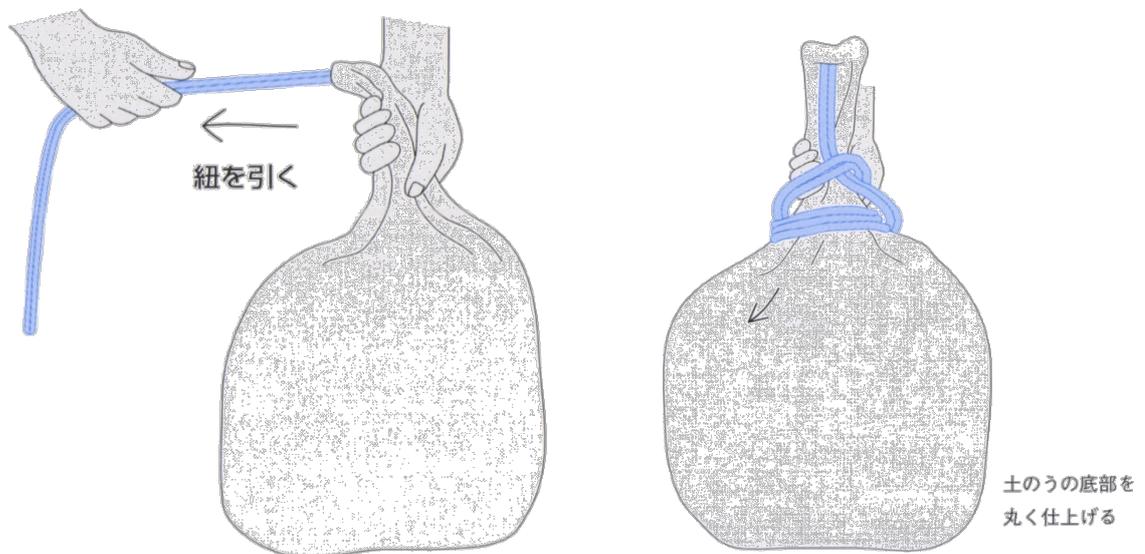
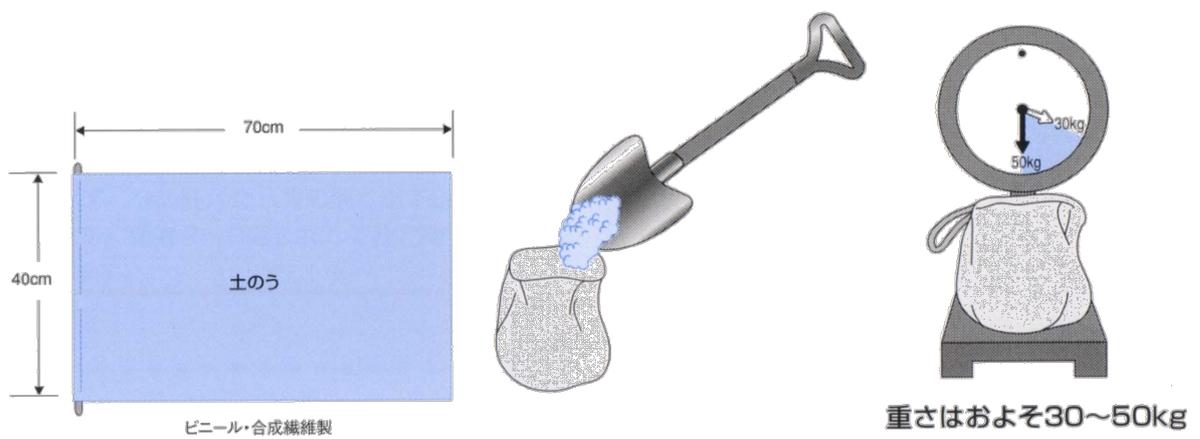


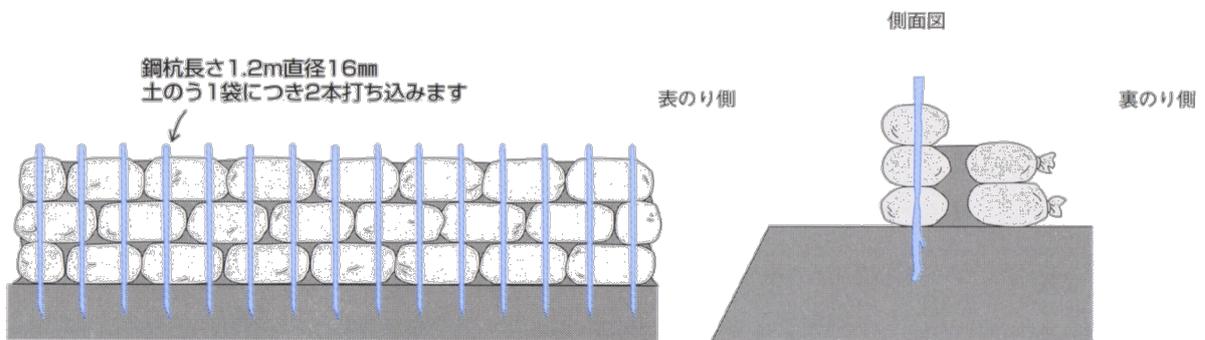
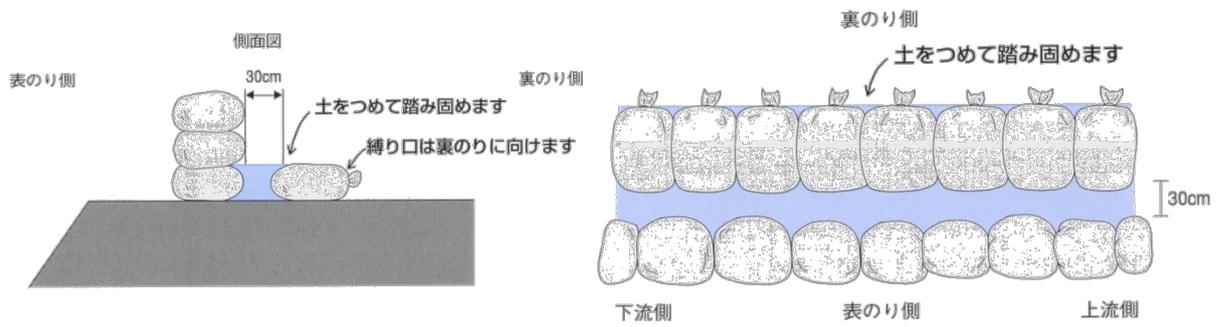
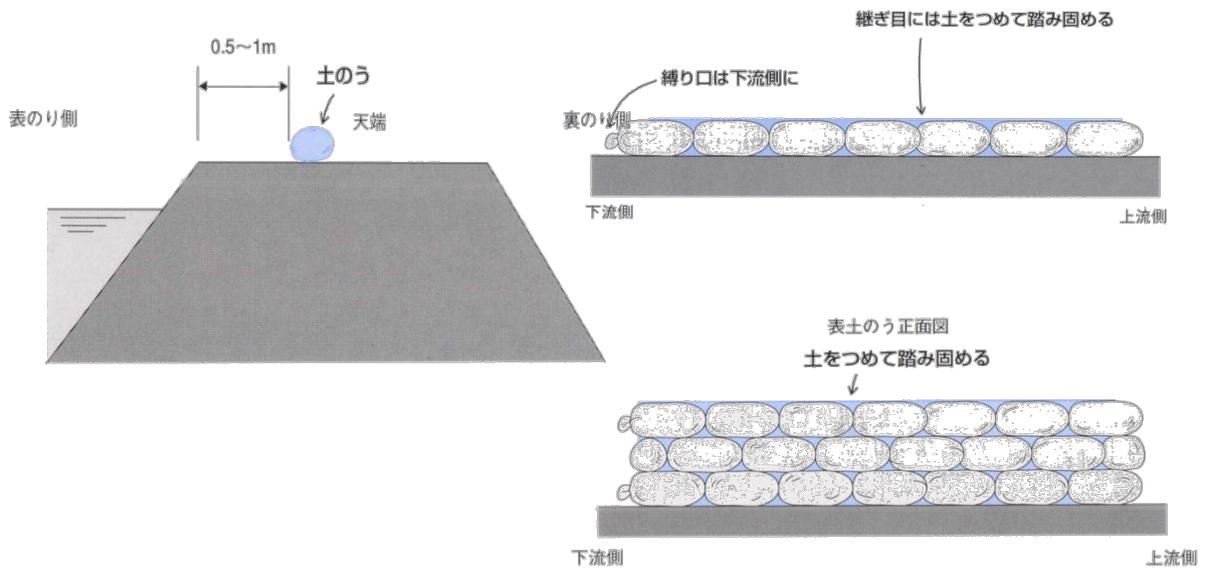
1 積み土のう

洪水によって堤防が沈下した場合や増水する速さが著しく、水が堤防からあふれるようになったときに用います。



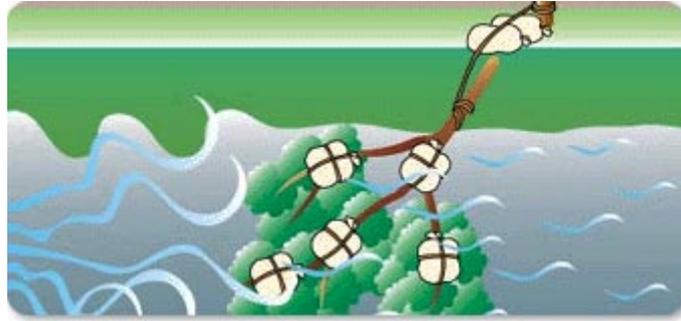
作業工程



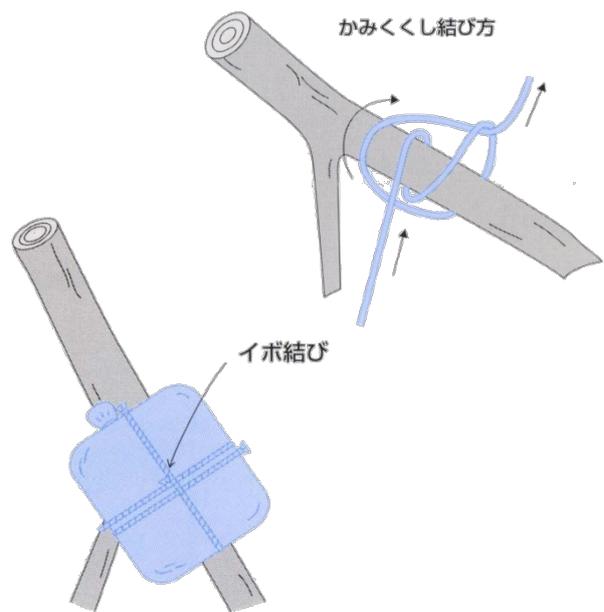
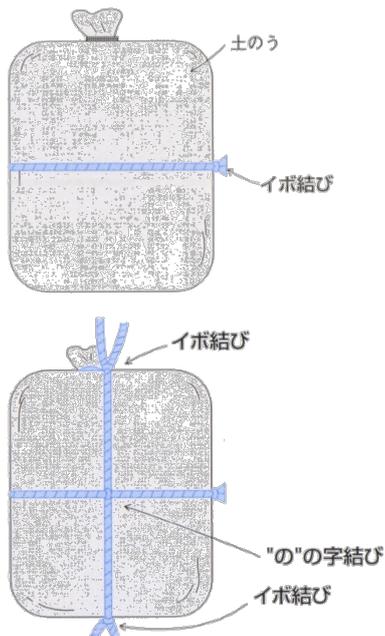
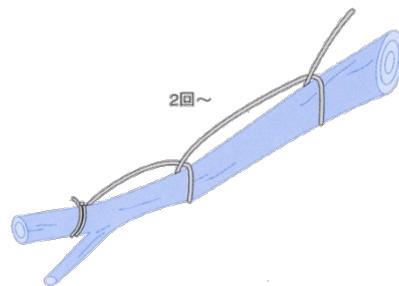
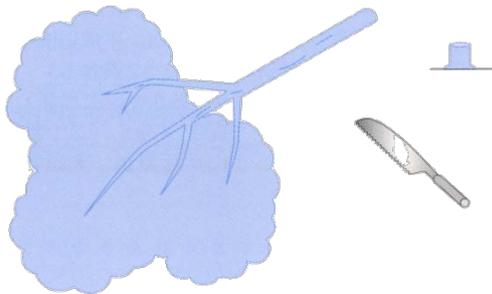


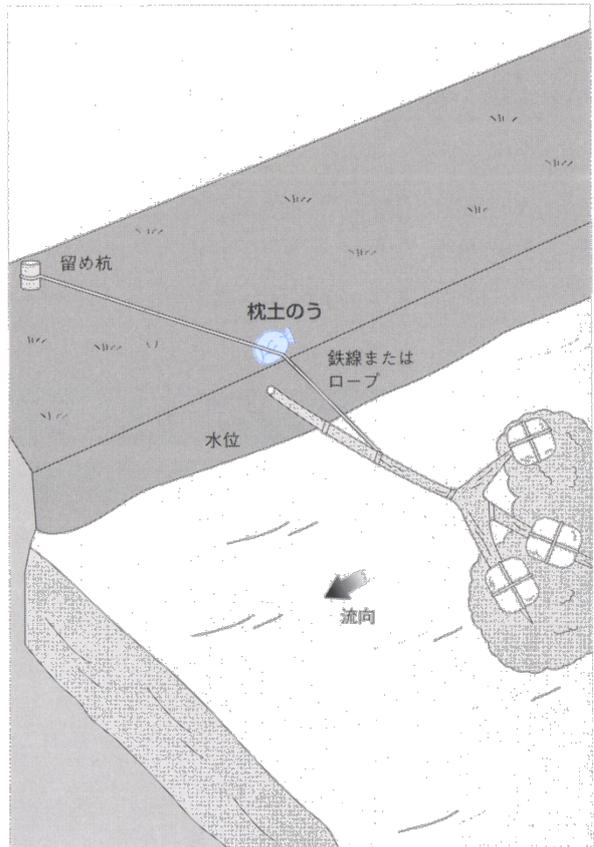
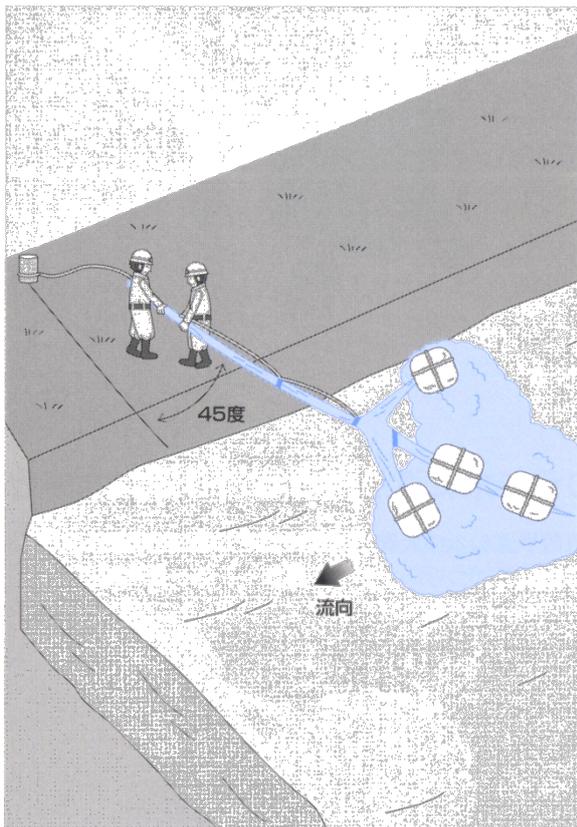
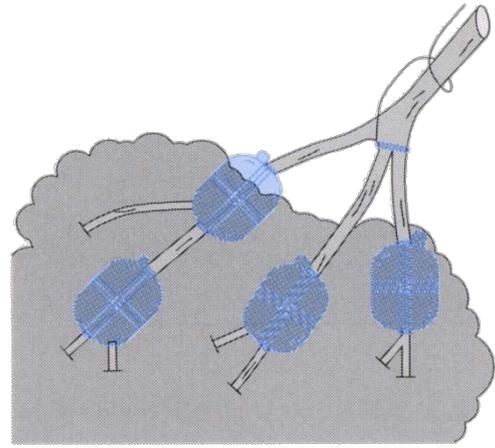
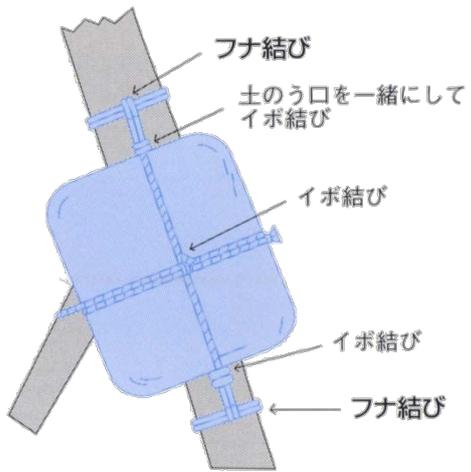
2 木流し

急流部において流水を緩和し、堤防の川側が崩れるのを防ぐ工法です。また、緩流部でも波欠けの防止に使われます。近くにある木を切って使えるので特別の資材がなくてもすぐにできます。



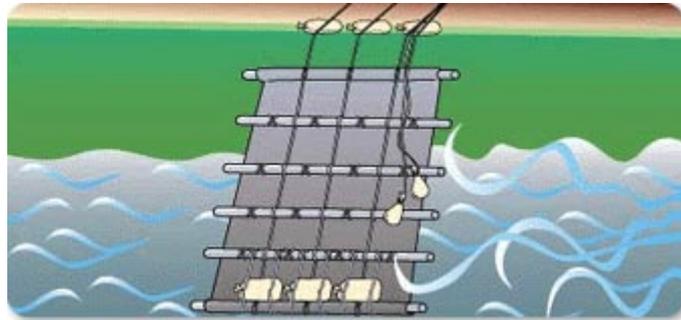
作業工程



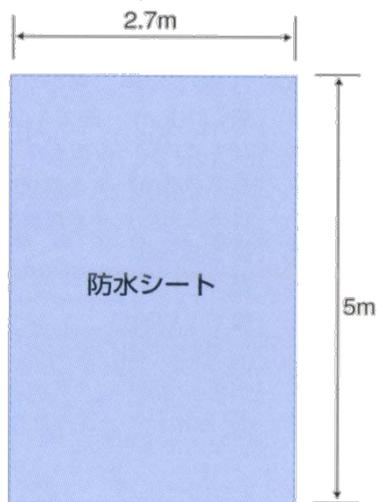


3 シート張り

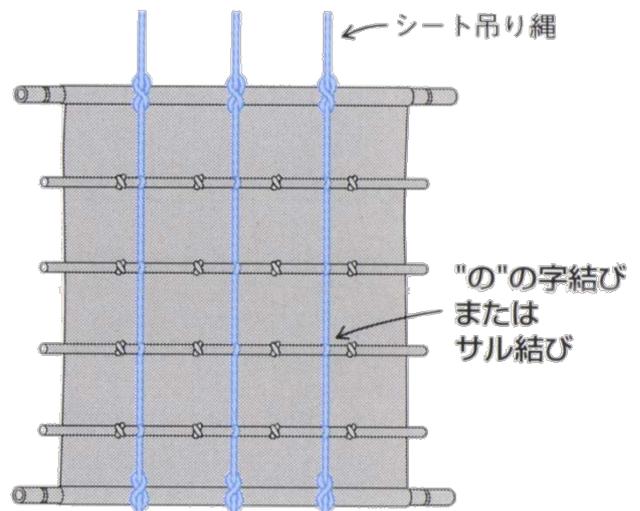
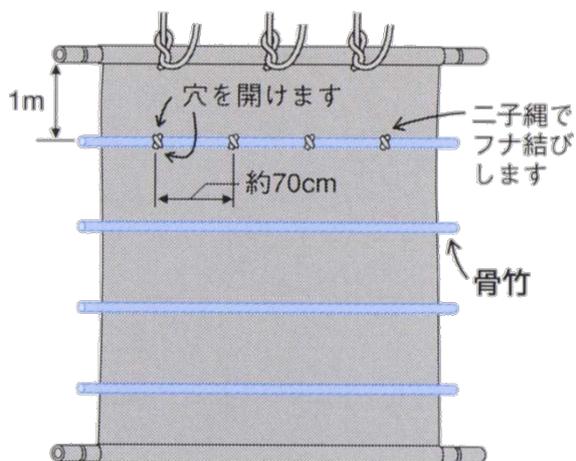
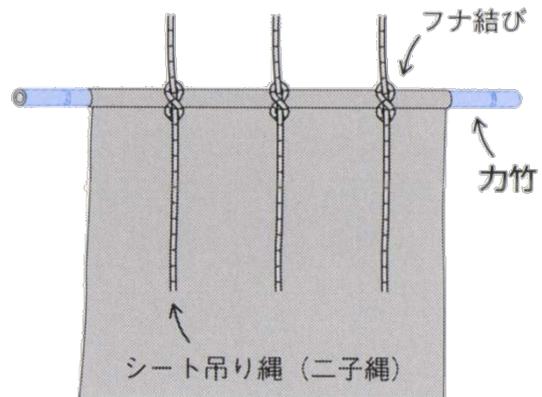
堤防の川側斜面の漏水面に合成繊維のシートを張り、漏水を抑える。昔はむしろや土俵を使用していたが、最近では入手が困難なため合成繊維のシートを使用する。このシートは出水期前にあらかじめ作成して備えられるという便利さを有する。

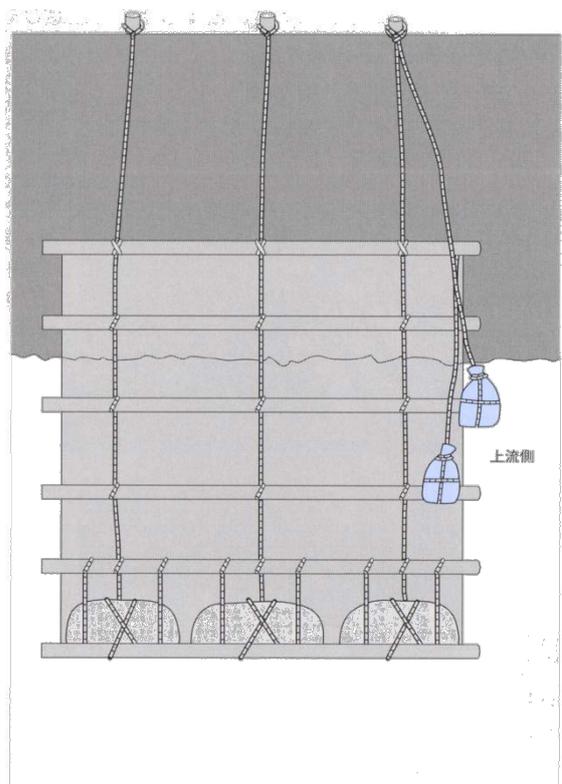
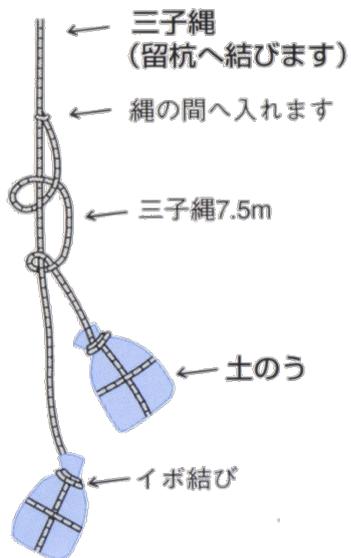
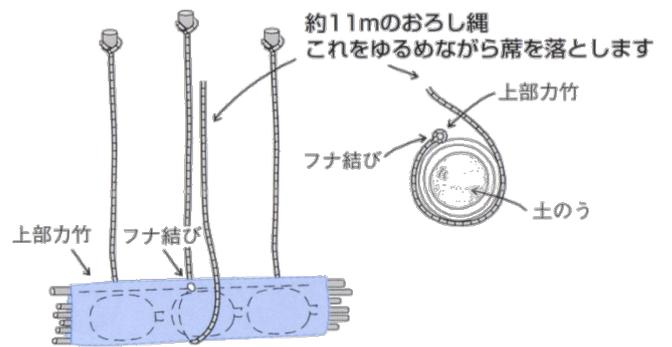
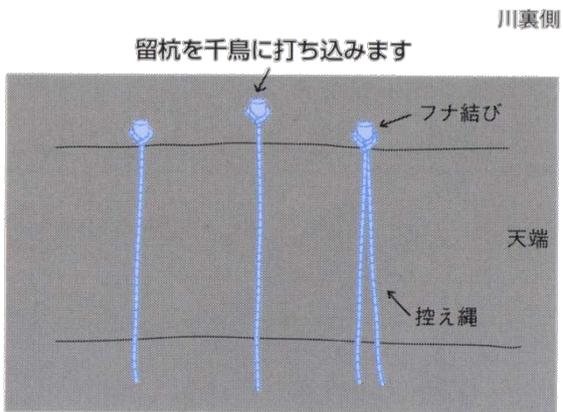
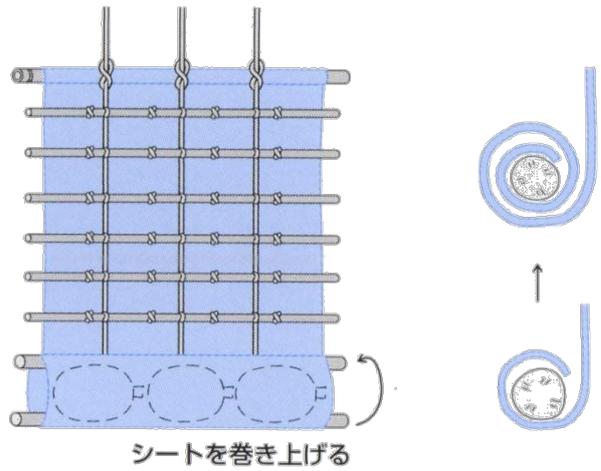
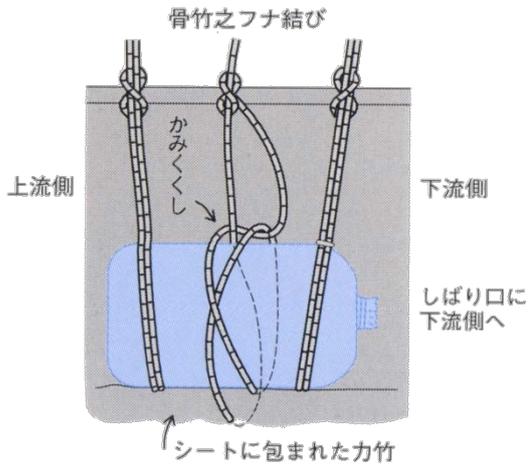


作業工程



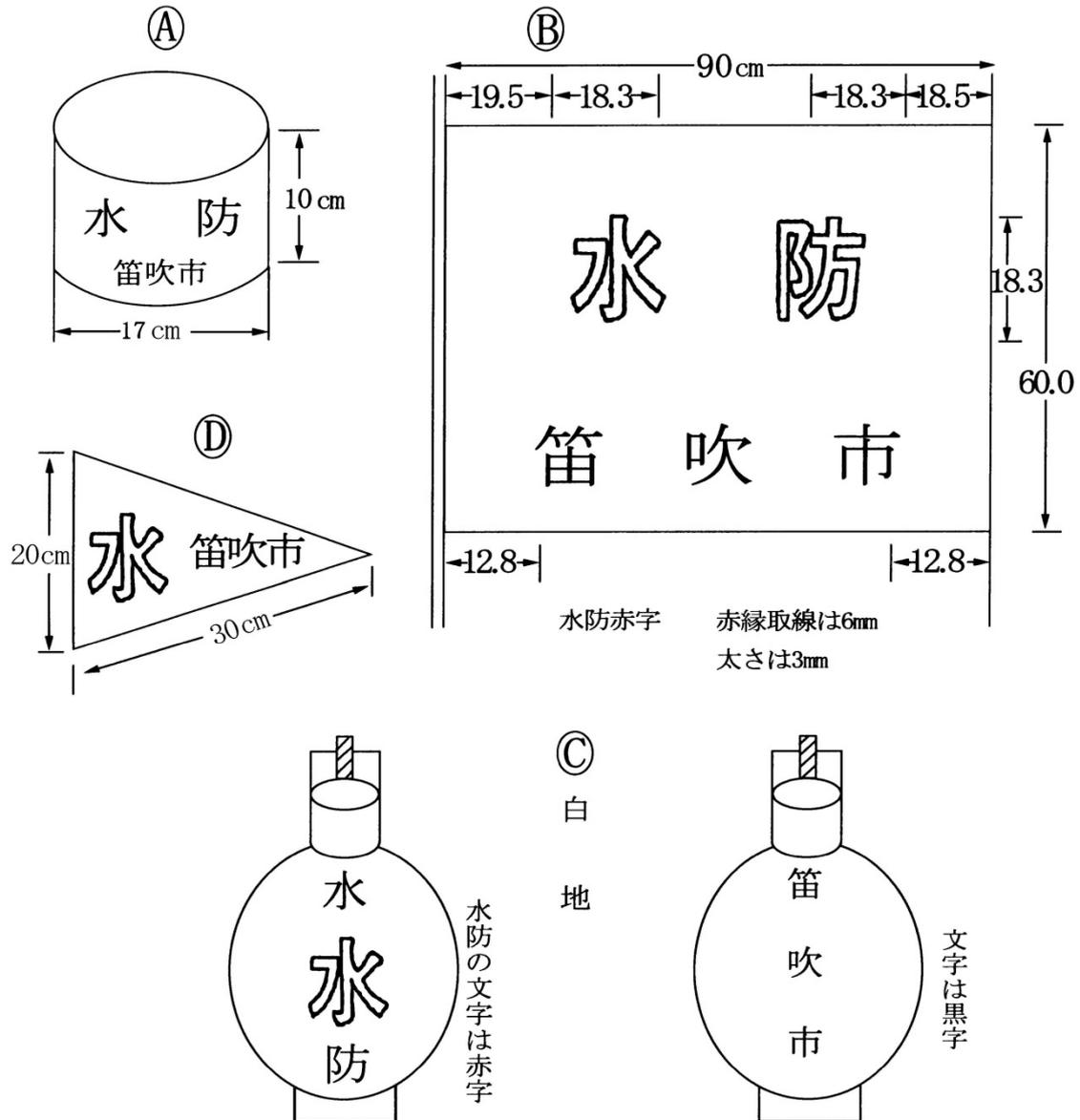
シート吊り縄 三子縄12m (留杭へ)





別紙 8

水防標識



別紙 9

水位情報周知河川

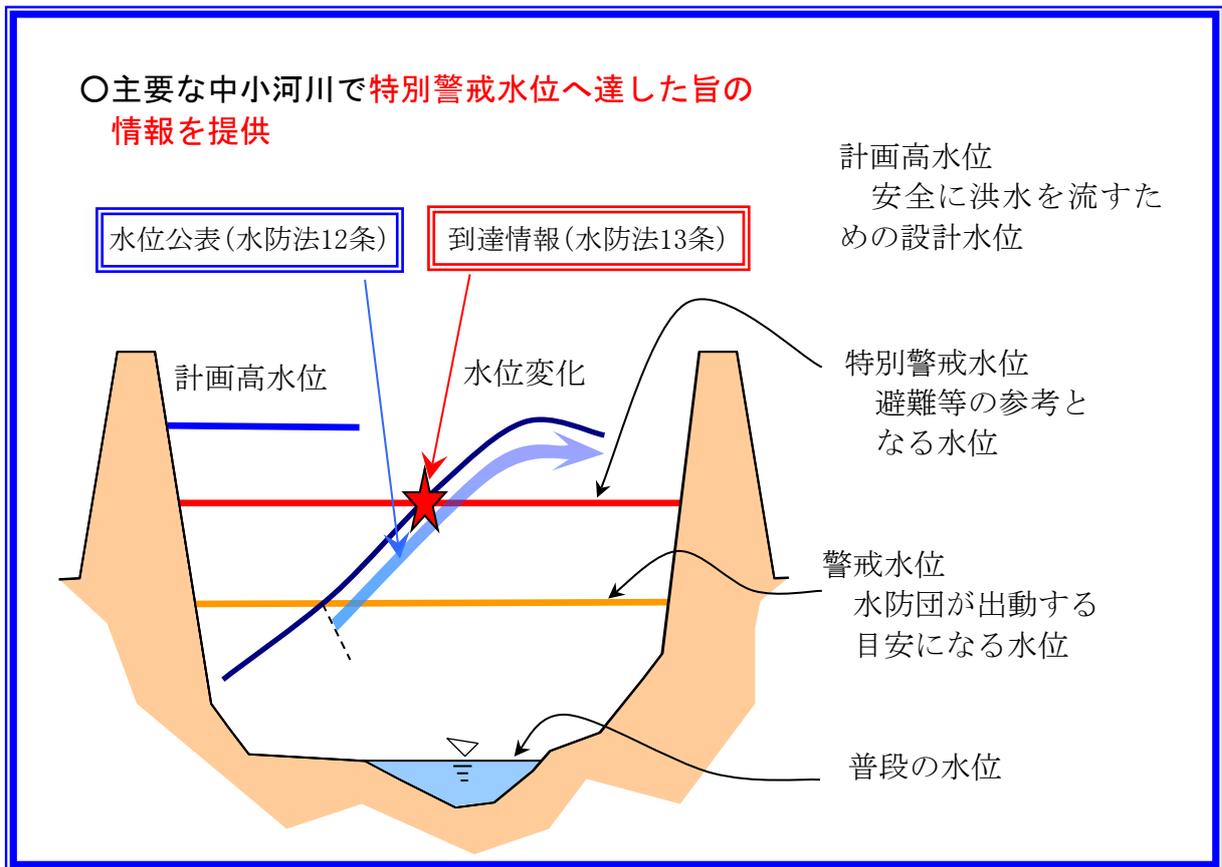
下記の河川は水位の状況に応じて、峡東建設事務所より水位到達情報、水防警報が関係水防団体に対して伝達されます。

水位情報周知河川一覧

平成 20 年 5 月 21 日改定

| 河川名 | 観測所名 | 観測所位置 | | 水防団待機水位 (m) | 氾濫注意水位 (m) | 避難判断水位 (m) | 氾濫危険水位 (m) |
|-----|-------------------|------------------|----|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 平等川 | 盆 橋 (国道 140 号) | 笛吹市石和町 松本 683 | 現行 | 0.8 | 1.1 | - | - |
| | | | 改定 | 1.1 | 1.4 | 1.4 | 1.7 |
| 境 川 | 境川橋 | 笛吹市境川町 三柵1 | 現行 | 0.9 | 1.6 | - | - |
| | | | 改定 | 0.9 | 1.2 | 1.4 | 1.6 |

河川水位の状況図



別紙 10

水防信号

| 種類 | 設備 | 警 鐘 信 号 | サイレン信号 |
|------|--|---------------------------------|--|
| 第1信号 | 量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれがあることを知らせるもので、水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの | ○休止 ○休止 ○休止 | 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○— |
| 第2信号 | 水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの | ○—○—○ ○—○—○ ○—○—○ | 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○—休止 ○—休止 ○— |
| 第3信号 | 水防管理団体の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの | ○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○ | 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○—休止 ○—休止 ○— |
| 第4信号 | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの | 乱打 | 約1分 約5秒 約1分 ○—休止 ○— |

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差し支えない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

別紙 1 1

雨量観測施設設置箇所

| 観測施設の名称 | 設置箇所 | 所在地 |
|--------------|-----------|-------------------------|
| 熊野堂山地観測局 | 春日居町熊野堂 | 春日居町熊野堂 8 6 6 - 2 番地 |
| 春日居支所観測局 | 春日居支所 | 春日居町寺本 1 3 6 番地 |
| 石和清流公園観測局 | 石和清流公園 | 石和町小石和 7 0 0 番地 |
| 一宮支所観測局 | 一宮支所 | 一宮町末木 8 0 7 - 6 番地 |
| 京戸川上流観測局 | 一宮町石 | 一宮町石 2 3 5 9 - 3 3 番地先 |
| 御坂支所観測局 | 御坂支所 | 御坂町夏目原 7 4 4 番地 |
| 十郎第四配水池観測局 | 十郎第四配水池 | 御坂町上黒駒 5 1 1 3 - 2 1 番地 |
| 八代支所観測局 | 八代支所 | 八代町南 9 1 7 番地 |
| 八代射撃場観測局 | 八代射撃場 | 八代町竹居 5 7 3 9 - 1 番地 |
| 境川支所観測局 | 境川支所 | 境川町藤袋 2 6 0 0 番地 |
| 芦川保育所観測局 | 芦川保育所 | 芦川町上芦川 1 3 3 - 4 番地 |
| 芦川ふれあいプラザ観測局 | 芦川ふれあいプラザ | 芦川町鶯宿 4 6 5 番地 |

〈附属資料〉

○水防法

制 定 昭和二十四年六月四日

法律第九十三号

最終改正 平成二十七年五月二十日

法律第二十二号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 水防組織（第三条―第八条）

第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）

第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）

第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）

第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）

第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）

第八章 罰則（第五十二条―第五十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河

川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果すことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合にお

いて、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都道府県に係る水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第一二三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な指定を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係わる水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第14条の2第1項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第13条の2第1項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第2項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第

一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において以下同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設曾於他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当

該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。
- 4 前2項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、

同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

い。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六

条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるとき

は、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

(中間附則 略)

附則（平成一七年五月二日法律第三七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律平成一八年六月法律第四十八号）の施行の日から施行する。（後略）

附 則（平成二二年一月二五日法律第五二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○水防団(消防団)の組織

平成 27 年 4 月 1 日現在

1 本 部

| | | |
|---------|------|--|
| 団長 | 1 人 | 排水機隊 10 人は、石和分団員兼務とする。 ラッパ隊員は団員兼務とする。 |
| 副団長 | 2 人 | |
| ラッパ隊長 | 1 人 | |
| ラッパ隊副隊長 | 1 人 | |
| ラッパ隊隊員 | 14 人 | |
| 排水機隊長 | 1 人 | |
| 排水機隊副隊長 | 1 人 | |
| 排水機隊隊員 | 8 人 | |

2 分団の編成

| | 分 団 長 | 副分団長 | 部 長 隊 長 | 副 部 長 副 隊 長 | 団 員 隊 員 | 計 |
|-----------|-------|------|------------|----------------|------------|-----|
| 石 和 分 団 | 1 | 2 | 14 1 | 16 1 | 265 13 | 313 |
| 御 坂 分 団 | 1 | 2 | 17 1 | 17 1 | 294 18 | 351 |
| 一 宮 分 団 | 1 | 2 | 20 2 | 20 2 | 320 30 | 397 |
| 八 代 分 団 | 1 | 2 | 9 | 9 | 186 | 207 |
| 境 川 分 団 | 1 | 2 | 12 | 12 | 187 | 214 |
| 春 日 居 分 団 | 1 | 2 | 6 1 | 6 1 | 156 13 | 186 |
| 芦 川 分 団 | 1 | 1 | 4 | 4 | 44 | 54 |

3 分団等の名称及び担当区域

(1) 石和町の区域

| 分 団 等 の 名 称 | 担 当 区 域 |
|-------------|---------------------|
| 石和分団 | 機動隊 石和町全域 |
| 石和分団 | 第1部 川中島・八田 |
| | 第2部 市部（東町・仲町・西町） |
| | 第3部 窪中島 |

| | | |
|--|------|---------------|
| | 第4部 | 四日市場 |
| | 第5部 | 広瀬 |
| | 第6部 | 日の出 |
| | 第7部 | 中川 |
| | 第8部 | 下平井 |
| | 第9部 | 上平井 |
| | 第10部 | 松本・山崎・駅前・山岸 |
| | 第11部 | 唐柏 |
| | 第12部 | 河内・今井・東高橋・恵比寿 |
| | 第13部 | 小石和 |
| | 第14部 | 井戸・東油川・砂原 |

(2) 御坂町の区域

| 分 団 等 の 名 称 | | 担 当 区 域 |
|-------------|------|-----------|
| 御坂分団 | 機動隊 | 御坂町全域 |
| 御坂分団 | 第1部 | 成田 |
| | 第2部 | 二之宮 |
| | 第3部 | 金川原・井之上 |
| | 第4部 | 夏目原・栗合 |
| | 第6部 | 下井之上 |
| | 第7部 | 国衙 |
| | 第8部 | 下成田 |
| | 第9部 | 八千蔵・蕎麦塚 |
| | 第12部 | 下野原・尾山 |
| | 第14部 | 大野寺・二階 |
| | 第15部 | 竹居 |
| | 第16部 | 藤野木・新田・立沢 |
| | 第17部 | 十郎・新上宿・坂野 |
| | 第19部 | 道場・駒留・若宮 |
| 第20部 | 八反田 | |
| 第21部 | 下黒駒 | |
| 第22部 | 戸倉 | |

(3) 一宮町の区域

| 分 団 等 の 名 称 | | 担 当 区 域 |
|-------------|--------|-----------|
| 一宮分団 | 西機動隊 | 旧一宮村の地域 |
| 一宮分団 | 北機動隊 | 旧相興村の地域 |
| 一宮分団 | 第 1 部 | 下矢作 |
| | 第 2 部 | 小城 |
| | 第 3 部 | 北都塚 |
| | 第 4 部 | 一ノ宮 |
| | 第 5 部 | 末木 |
| | 第 6 部 | 本都塚 |
| | 第 7 部 | 竹原田 |
| | 第 8 部 | 金田 |
| | 第 9 部 | 東原 |
| | 第 10 部 | 国分 |
| | 第 11 部 | 坪井 |
| | 第 12 部 | 田中 |
| | 第 13 部 | 市之蔵・新巻・塩田 |
| | 第 16 部 | 神沢・東新居・土塚 |
| | 第 18 部 | 狐新居・金沢 |
| | 第 21 部 | 石・地藏堂・千米寺 |
| 第 24 部 | 中尾 | |
| 第 25 部 | 南野呂 | |
| 第 26 部 | 北野呂 | |
| 第 27 部 | 上矢作 | |

(4) 八代町の区域

| 分団等の名称 | | 担当区域 |
|--------|-----|------|
| 八代分団 | 第1部 | 南 |
| | 第2部 | 北 |
| | 第3部 | 高家 |
| | 第4部 | 岡 |
| | 第5部 | 増田 |
| | 第6部 | 永井 |
| | 第7部 | 米倉 |
| | 第8部 | 竹居 |
| | 第9部 | 奈良原 |

(5) 境川町の区域

| 分団等の名称 | | 担当区域 |
|--------|------|-------|
| 境川分団 | 第1部 | 大黒坂 |
| | 第2部 | 小黒坂 |
| | 第3部 | 小山 |
| | 第4部 | 前間田 |
| | 第5部 | 石橋 |
| | 第6部 | 三櫛 |
| | 第7部 | 大坪・境 |
| | 第9部 | 大窪・藤壘 |
| | 第10部 | 原 |
| | 第11部 | 上寺尾 |
| | 第12部 | 中寺尾 |
| | 第13部 | 間門 |

(6) 春日居町の区域

| 分 団 等 の 名 称 | | 担 当 区 域 |
|-------------|-----|-------------------|
| 春日居分団 | 機動隊 | 春日居町全域 |
| 春日居分団 | 第1部 | 立川地区（熊野堂・下岩下・別田） |
| | 第2部 | 桑戸地区 |
| | 第3部 | 宮川地区（小松・枝郷・寺本・加茂） |
| | 第4部 | 国府地区 |
| | 第5部 | 鎮目地区 |
| | 第6部 | 徳条地区 |

(7) 芦川町の区域

| 分 団 等 の 名 称 | | 担 当 区 域 |
|-------------|-----|---------|
| 芦川分団 | 第1部 | 上芦川地区 |
| | 第2部 | 新井原地区 |
| | 第3部 | 中芦川地区 |
| | 第4部 | 鶯宿地区 |

○土石流危険溪流一覧

| 町名 | 河川名 | 溪流名 | 所在地 | 保全対象区域の現状 | | |
|-----|-----|---------|---------|-----------|--------|---------|
| | | | | 人家戸数 | 公共的施設数 | 公共的施設名称 |
| 御坂町 | 天川 | 天川 | 竹居神有 | 161 | 6 | 公民館等 |
| 〃 | 〃 | 平沢川 | 大野寺 | 14 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 上平川 | 〃 | 9 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 城山川 | 〃 | 15 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 玄済川 | 〃 | 83 | 4 | 公民館等 |
| 〃 | 〃 | 天狗川 | 尾山 | 3 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 出黒川の1 | 〃 | 30 | 1 | 消防施設等 |
| 〃 | 〃 | 出黒川の2 | 下黒駒 | 15 | 2 | 水道施設等 |
| 〃 | 〃 | 加越沢-1 | 〃 | 0 | 1 | 調整池 |
| 〃 | 〃 | 加越沢-2 | 〃 | 0 | 1 | 調整池 |
| 〃 | 〃 | 馬場川 | 〃 | 16 | 2 | 宿泊施設 |
| 〃 | 金川 | 戸倉川-1 | 上黒駒字戸倉 | 12 | 2 | 公民館 |
| 〃 | 〃 | 戸倉川-2 | 〃 | 8 | 2 | 公民館 |
| 〃 | 〃 | 屋敷入沢 | 上黒駒 | 4 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 大蔵沢川 | 藤野木 | 8 | 1 | 消防施設等 |
| 〃 | 〃 | 唐松沢川 | 上黒駒 | 8 | 1 | 運動施設 |
| 〃 | 〃 | 唐松沢川2 | 藤野木新田 | 7 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 唐沢川 | 〃 | 9 | 2 | 公民館等 |
| 〃 | 〃 | 十郎川 | 上黒駒字十郎 | 3 | 2 | 公民館等 |
| 〃 | 〃 | 樽置沢川 | 〃 | 20 | 1 | 宿泊施設 |
| 〃 | 〃 | 曾根石沢川-1 | 上黒駒字新上宿 | 4 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 曾根石沢川-2 | 〃 | 31 | 3 | 公民館等 |
| 〃 | 〃 | 後藤沢川 | 〃 | 35 | 1 | 公民館 |
| 〃 | 〃 | 鍛冶ヶ入沢 | 上黒駒字道場 | 54 | 1 | 老人福祉施設 |
| 〃 | 〃 | 稲荷川 | 上黒駒字駒留 | 53 | 3 | 学校等 |
| 〃 | 〃 | 清水川 | 〃 | 16 | 3 | 学校等 |
| 〃 | 〃 | 相沢川 | 上黒駒字新上宿 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 相沢東川 | 〃 | 0 | 0 | |

| | | | | | | |
|-----|----|----------|---------|-----|---|---------|
| 御坂町 | 金川 | 相沢川の1 | 上黒駒字新上宿 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 相沢川の2 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 相沢川の3 | 上黒駒字戸倉 | 0 | 0 | |
| 一宮町 | 日川 | 市之蔵川 | 市之蔵 | 1 | 1 | 貯水場 |
| 〃 | 〃 | 金沢川 | 金沢 | 0 | 1 | ももの里温泉 |
| 〃 | 〃 | 百田川-1 | 〃 | 5 | 1 | ももの里温泉 |
| 〃 | 〃 | 百田川-2 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 田垂川 | 〃 | 52 | 2 | ももの里温泉等 |
| 〃 | 〃 | 大石川 | 東新居 | 141 | 3 | 公民館等 |
| 〃 | 〃 | 山宮川 | 〃 | 10 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 京戸川-1 | 石 | 25 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 京戸川-2 | 〃 | 1 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 京戸川-3 | 〃 | 3 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 京戸川-4 | 〃 | 1 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 京戸川-5 | 〃 | 1 | 1 | 障害者支援施設 |
| 八代町 | 浅川 | 信濃沢川 | 門林 | 14 | 1 | 共撰所 |
| 〃 | 〃 | 寺山沢川の2 | 奈良原 | 56 | 2 | 公民館等 |
| 〃 | 〃 | 大口山開拓川の1 | 大口山開拓 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 大口山開拓川の2 | 〃 | 1 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 大口山開拓川の3 | 〃 | 3 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 浅川 | 〃 | 33 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 白崩 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 大口山開拓川の4 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 大口山 | 〃 | 0 | 1 | 八代射撃場 |
| 〃 | 〃 | 大口山開拓川の6 | 〃 | 0 | 1 | 八代射撃場 |
| 〃 | 〃 | 大口山開拓川の7 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 浅川の2 | 増利 | 1 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 伊良沢 | 大口山開拓 | 1 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 南竹居川の2 | 南竹居 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 南竹居川 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 欠沢川 | 〃 | 4 | 0 | |
| 〃 | 〃 | ぐみ沢 | 四ツ沢 | 3 | 0 | |

| | | | | | | |
|------|-----|-------|--------|-----|---|-------|
| 八代町 | 浅川 | 四ツ沢 | 四ツ沢 | 10 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 竜安寺川 | 米倉 | 2 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 大平 | 南竹居 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 三ツ子沢 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 切付平 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 深沢 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 大谷沢川 | 米倉 | 0 | 0 | |
| 境川町 | 笛吹川 | 日向林沢 | 寺尾字中寺尾 | 6 | 2 | 事業所 |
| 〃 | 〃 | 東沢 | 寺尾字間門 | 15 | 3 | 事業所 |
| 〃 | 〃 | 西ノ沢 | 〃 | 22 | 1 | 事業所 |
| 〃 | 境川 | 境川の3 | 大窪 | 3 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 境川の1 | 〃 | 13 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 境川の2 | 〃 | 165 | 3 | 境川支所等 |
| 〃 | 〃 | 神沢川 | 藤埜 | 19 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 小鳥川 | 〃 | 12 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 合の沢 | 坊ヶ峰 | 2 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 坊ヶ峰 | 〃 | 1 | 0 | |
| 〃 | 笛吹川 | 狐川東川 | 大黒坂 | 0 | 0 | |
| 〃 | 狐川 | 小林川 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 法華寺沢川 | 〃 | 10 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 狐川の1 | 〃 | 154 | 3 | 公民館等 |
| 〃 | 〃 | 狐川の2 | 〃 | 50 | 1 | 公民館 |
| 〃 | 〃 | 狐川西川 | 〃 | 27 | 0 | |
| 〃 | 笛吹川 | 間門川の1 | 寺尾字上寺尾 | 0 | 0 | |
| 〃 | 境川 | 間門川-1 | 藤埜 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 間門川-2 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 浅川 | 蟹沢川 | 寺尾 | 0 | 0 | |
| 〃 | 芋沢川 | 芋沢川 | 藤埜 | 0 | 0 | |
| 〃 | 境川 | 釜前 | 大窪 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 広才ヶ | 〃 | 0 | 0 | |
| 春日居町 | 笛吹川 | 山沢川 | 鎮目 | 49 | 1 | 運動施設 |
| 芦川町 | 芦川 | 釜戸沢 | 鶯宿 | 1 | 0 | |

| | | | | | | |
|-----|----|----------|-----|----|---|--------|
| 芦川町 | 芦川 | 里道川 | 鶯宿 | 10 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 鶯宿沢の入沢川 | 〃 | 9 | 2 | 消防施設等 |
| 〃 | 〃 | 長久保沢 | 〃 | 17 | 2 | 消防施設等 |
| 〃 | 〃 | 鶯宿新倉沢 | 〃 | 0 | 1 | 事業所 |
| 〃 | 〃 | 中芦川新倉沢 | 中芦川 | 12 | 1 | 事業所 |
| 〃 | 〃 | 中芦川里道川 | 〃 | 26 | 2 | 芦川支所等 |
| 〃 | 〃 | 中芦川沢の入沢川 | 〃 | 21 | 2 | 駐在所等 |
| 〃 | 〃 | 門の木沢川 | 〃 | 0 | 3 | 学校等 |
| 〃 | 〃 | 竹の久保沢川 | 新井原 | 7 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 葎ヶ久保沢 | 〃 | 14 | 1 | 公民館 |
| 〃 | 〃 | ぬく原 | 〃 | 1 | 0 | |
| 〃 | 〃 | カワホシ沢 | 上芦川 | 1 | 0 | |
| 〃 | 〃 | ナシャンクボ | 〃 | 9 | 1 | 排水処理施設 |
| 〃 | 〃 | 宮ヶ入沢川 | 〃 | 22 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 松尾沢川 | 〃 | 18 | 3 | 公民館等 |
| 〃 | 〃 | 中入沢川 | 〃 | 18 | 1 | 事業所 |
| 〃 | 〃 | センド沢川 | 〃 | 5 | 1 | 宿泊施設 |
| 〃 | 〃 | ナンマツ沢 | 〃 | 3 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 沢妻川-1 | 新井原 | 7 | 7 | 消防施設等 |
| 〃 | 〃 | 沢妻川-2 | 〃 | 5 | 1 | 事業所 |
| 〃 | 〃 | 沢妻川-3 | 〃 | 0 | 5 | 事業所 |
| 〃 | 〃 | 中芦川向川 | 中芦川 | 2 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 中芦川入沢川 | 〃 | 1 | 1 | 事業所 |
| 〃 | 〃 | 鶯宿入沢-1 | 鶯宿 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 鶯宿入沢-2 | 〃 | 0 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 鶯宿入沢-3 | 〃 | 0 | 2 | 宿泊施設 |
| 〃 | 〃 | 官林 | 新井原 | 3 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 鶯宿入沢の1 | 鶯宿 | 3 | 0 | |
| 〃 | 〃 | 鶯宿入沢の2 | 〃 | 1 | 0 | |

○避難のための立退き計画表

| 町名 | 河川名 | 避難立退区域 | 避難人員 人 | 避難立退予定地 | 避難立退経路 |
|-----|---------|------------------------------|-----------|--|----------------|
| 石和町 | 平等川 | 松本 | 50 | 松本研修センター | 市道利用 |
| 〃 | 〃 | 山崎・松本・駅前・ 八田・市部 | 1,500 | 北小学校・笛吹農協 岡部支所 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 山岸 | 200 | 山岸公民館 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 駅前 | 100 | 駅前公民館 | 〃 |
| 〃 | 駒沢川 | 山崎 | 50 | 山崎公民館 | 〃 |
| 〃 | 平等川 | 市部 | 1,000 | 南小学校・保健福祉 センター | 〃 |
| 〃 | 笛吹川 | 市部・窪中島 | 1,000 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 市部 | 360 | 遠妙寺・西町公民 館・仲町公民館 | 県道・市道利用 |
| 〃 | 〃 | 八田 | 50 | 八田公民館・笛吹農 協石和支所 | 市道利用 |
| 〃 | 〃 | 川中島 | 180 | 川中島公民館・荒屋 集落センター | 〃 |
| 〃 | 〃 | 川中島・八田 | 200 | 第一保育園 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 四日市場・窪中 島・日の出 | 500 | 各区公民館 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 唐柏・広瀬・小石 和・向田 | 2,000 | 石和中学校・西小学 校・小石和公民館・向 田研修集会所・スコレ ーセンター・清流館 | 〃 |
| 〃 | 笛吹川・平等川 | 東油川・井戸・砂 原・東高橋・今井・ 恵比寿 | 1,500 | 富士見小学校・各区 公民館 | 県道・市道利用 |
| 〃 | 〃 | 小石和・唐柏・河 内・東高橋 | 750 | 第四保育所・笛吹農 協富士見支所・河内 公民館 | 〃 |
| 〃 | 笛吹川 | 下平井・日の出・ 市部 | 900 | 笛吹高校 | 〃 |
| 〃 | 金川 | 上平井・中川・下 平井 | 1,600 | 東小学校・下平井公 民館・旧園芸高校 | 国道・県道・市 道利用 |
| 御坂町 | 〃 | 新田・藤野木 | 350 | 林業センター | 国道・市道利用 |
| 〃 | 〃 | 立沢 | 100 | 立沢公民館 | 〃 |
| 〃 | 戸倉川 | 戸倉 | 80 | 戸倉公民館 | 市道利用 |
| 御坂町 | 金川 | 十郎・新上宿・坂野 | 200 | 新上宿公民館 | 国道・市道利用 |

| | | | | | |
|-----|-------------|---------------|-------|----------------------|---------|
| 〃 | 金川・後藤沢川・稲荷川 | 道場・駒止・若宮 | 1,000 | 御坂東小学校 | 〃 |
| 〃 | 馬場川・出黒川 | 八反田・下黒駒 | 450 | 下黒駒公民館・八反田公民館 | 〃 |
| 〃 | 出黒川・玄済川 | 尾山・下野原・二階・蕎麦塚 | 3,000 | 御坂中学校 | 〃 |
| 〃 | 玄済川・天川・竜蛇川 | 大野寺・竹居 | 300 | 神有公民館・花鳥児童館 | 〃 |
| 〃 | 天川 | 八千蔵 | 150 | 八千蔵公民館 | 市道利用 |
| 〃 | 金川・笛吹川 | 金川原・成田・下成田 | 450 | 金川原公民館・成田公民館・みさかの湯 | 県道・市道利用 |
| 〃 | 出黒川・馬場川 | 夏目原・栗合 | 3,000 | 御坂西小学校・福祉センター | 〃 |
| 〃 | 馬場川・上手川 | 二之宮 | 350 | 二之宮公民館 | 〃 |
| 一宮町 | 日川・田草川 | 中尾・上矢作・北野呂 | 1,400 | 一宮北小学校 | 市道利用 |
| 〃 | 御手洗川・日川・田草川 | 小城・北都塚・一ノ宮 | 1,500 | 浅間神社・一宮中学校 | 〃 |
| 〃 | 大石川・御手洗川 | 神沢・東新居 | 450 | 一宮南小学校・東新居出荷所 | 〃 |
| 〃 | 金川・日川・御手洗川 | 坪井・田中・下矢作・竹原田 | 1,290 | 瑞連寺・竹原田公民館 | 〃 |
| 〃 | 金川 | 国分 | 400 | 一宮西小学校 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 市之蔵・新巻 | 550 | 市之蔵共選所・市之蔵公民館 | 〃 |
| 八代町 | 天川・笛吹川 | 南・新浜 | 50 | 八代町総合会館・若彦路ふれあいスポーツ館 | 県道・市道利用 |
| 〃 | 天川・堀川 | 北 | 80 | 北公民館 | 市道利用 |
| 〃 | 堀川 | 高家 | 20 | 高家集落センター | 〃 |
| 〃 | 浅川 | 岡 | 300 | 岡集落センター・善国寺・八代小学校 | 〃 |
| 〃 | 浅川・笛吹川 | 増田 | 500 | 増田営農センター・八幡神社 | 〃 |
| 〃 | 浅川 | 米倉 | 400 | 御所保育所・浅川中学校 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 竹居 | 300 | 竹居公民館・拐巖寺 | 県道・市道利用 |
| 〃 | 〃 | 奈良原 | 350 | 広済寺・奈良原集落センター | 〃 |
| 境川町 | 狐川 | 小黒坂・小山 | 300 | 境川小学校 | 市道利用 |
| 境川町 | 境川 | 大坪・三柵 | 400 | 境川スポーツセンター | 県道・市道利用 |

| | | | | | |
|------|-----------------------|---------|-----|---------------|---------|
| 〃 | 〃 | 藤垚 | 100 | 支所・藤垚公民館 | 〃 |
| 〃 | 芋沢川 | 中寺尾 | 150 | 上寺尾公民館 | 市道利用 |
| 〃 | 間門川 | 間門 | 80 | 間門公民館 | 県道利用 |
| 春日居町 | 笛吹川 | 桑戸 | 600 | 春日居小学校 | 県道・市道利用 |
| 〃 | 〃 | 小松 | 500 | 福祉会館 | 〃 |
| 〃 | 平等川・後川 | 熊野堂 | 200 | 春日居小学校 | 〃 |
| 〃 | 鳳山川 | 別田 | 150 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 国府 | 170 | 春日居中学校 | 〃 |
| 〃 | 西川 | 枝郷 | 50 | 福祉保健センター | 〃 |
| 〃 | 〃 | 小松・寺本 | 100 | 福祉会館・福祉保健センター | 〃 |
| 〃 | 金比羅川 | 小松 | 50 | 福祉保健センター | 〃 |
| 〃 | 平等川 | 徳条 | 300 | 西保育所 | 国道・市道使用 |
| 〃 | 〃 | 鎮目 | 400 | 春日居中学校 | 〃 |
| 芦川町 | 中之入沢川・宮ケ入沢川松尾沢川・センド沢川 | 上芦川 | 50 | 東林寺 | 市道利用 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 50 | 保育所 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 20 | 諏訪神社 | 〃 |
| 〃 | 葭ヶ久保沢川 | 新井原 | 20 | お堂 | 県道・市道利用 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 40 | 公民館 | 〃 |
| 〃 | 沢の入沢川・芦川・里道川 | 新井原・中芦川 | 500 | 芦川小学校 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 中芦川 | 100 | 宝殊寺 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 100 | 神社・公民館 | 〃 |
| 〃 | 芦川・里道川 | 鶯宿 | 30 | 本国寺 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 70 | 公民館 | 〃 |

○平成27年度笛吹川出張所管内重要水防箇所合同巡視

1 日時 平成27年5月28日(木)

2 行程

巡視箇所

笛左 F 123-1 : 甲府市白井町 [50m] 樋管未施工(鎌田川)

笛左 F 131-2 : 八代町増利 [50m] 樋管未施工(増利)

笛左 F 142-1 : 八代町大間田 [50m] 樋管未施工(藤沢川)

笛左 F 185-1 : 一宮町田中 [174m] 堤防断面不足 1/2 以下

笛右 F 175-1 : 石和町市部 [1箇所] 応急対策改善必要(老朽化)

3 関係機関

| 機関名 | 連絡窓口 | 電話番号 | F A X 番号 |
|---------|-----------|--------------|--------------|
| 峡東建設事務所 | 河川砂防管理課 | 0553-20-2712 | 0553-20-2719 |
| 甲 府 市 | 道 路 河 川 課 | 055-237-5842 | 055-227-8067 |
| 笛 吹 市 | 土 木 課 | 055-261-3333 | 055-261-3335 |
| 山 梨 市 | 建 設 課 | 0553-20-1202 | 0553-23-2800 |



笛吹市水防計画

平成27年度

平成27年9月29日発行

笛 吹 市
